

令和7年第3回藍住町議会定例会会議録（第1日）

令和7年9月3日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	栗島 和義	9 番議員	森 伸二
2 番議員	新居 純一	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	元木 春香	11 番議員	林 茂
4 番議員	紙永 芳夫	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	竹内 君彦	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	永浜 浩幸	14 番議員	森 志郎
7 番議員	前田 晃良	15 番議員	鳥海 典昭
8 番議員	宮本 影子	16 番議員	米本 義博

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子 主任 小倉 麻里

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	河原 英治
監査委員	塚原 喬
教育長	堤 広幸
教育次長	大地 亜由美
会計管理者	山瀬 佳美
理事兼総務課長	小川 哲央
福祉課長	深見 亜喜
企画政策課長	大隅 久視子
税務課長	増原 浩幸
健康推進課長	上崎 雅史
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	重見 高博
住民課長	堺 政仁

生活環境課長

鈴木 恵子

建設産業課長

長楽 浩司

上下水道課長

畦地 英志

5 議事日程

(1) 議事日程 (第1号)

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議第54号 令和6年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について

第4 議第55号 令和6年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)歳入歳出決算の認定について

第5 議第56号 令和6年度藍住町特別会計(介護保険事業)歳入歳出決算の認定について

第6 議第57号 令和6年度藍住町特別会計(介護サービス事業)歳入歳出決算の認定について

第7 議第58号 令和6年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)歳入歳出決算の認定について

第8 議第59号 令和6年度藍住町水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について

第9 議第60号 令和6年度藍住町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について

第10 議第61号 令和7年度藍住町一般会計補正予算について

第11 議第62号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

第12 議第63号 藍住町の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第13 議第64号 藍住町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部改正について

第14 議第65号 戸籍総合システム機器更新業務契約の締結について

第15 議第66号 (仮称)藍住町世代間交流施設整備事業の事業請負契約の締結について

- 第16 報告第7号 令和6年度財政健全化判断比率の報告について
- 第17 報告第8号 令和6年度水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第18 報告第9号 令和6年度下水道事業会計資金不足比率の報告について

令和7年藍住町議会第3回定例会会議録

9月3日

午前10時開会

○議長（米本義博君） おはようございます。本日は、令和7年第3回藍住町議会定例会に御出席をくださりまして、ありがとうございます。

ただいまから、令和7年第3回藍住町議会定例会を開会します。

○議長（米本義博君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

本日までに1件の請願が提出されておりますので、お手元に請願文書表をお配りしております。後ほど御覧いただきたいと思っております。

続いて、議員派遣について、議会だより122号に報告してありますが、7月1日と2日、友好都市交流及び災害についての視察研修を議員ほか職員の14名で、山形県河北町、宮城県石巻市にて実施いたしました。河北町は令和2年7月に発生した豪雨災害で大きな水害に見舞われ、河川周辺地区を中心に甚大な被害を受けました。研修では、被害状況に加え、復旧復興に至る過程を詳細に説明していただきました。防災についての研修後、紅花資料館で友好の礎となった紅花染め体験を通じての交流や、役場庁舎に隣接する児童動物園の視察を実施していただきました。石巻市では、震災遺構門脇小学校で研修を実施しました。震災遺構として保存されている門脇小学校は、東日本大震災で起こった事や教訓を継承するために整備された場所の1つです。震災当時、教頭だった語り部の佐藤裕一郎さんから、地震発生から避難までの過程について御自身が経験されたこと、そのままを語っていただきました。その話の後、議員から「小学生が高台に避難するときに、町民の方と一緒に手をつないで避難したのか。」という問いに、「確認はしていないが、下校途中の児童を地域の方が家まで送り届けてくれた事を後から聞いてうれしかった。」。また、「震災後の児童の心のケアをどうしたのか。」という質問には、「カウンセラーに来ていただくだけでなく、学校では児童が普段どおりの生活が送れるようにとの思いでサポートした。」と答えていただきました。南海トラフ地震の発生が危惧されていることに加え、近年は台風、豪雨、豪雪、土砂災害による大きな被害が、全国各地で住民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしています。近年、藍住町では大規模な災害の被災体験がありませんが、災害は時と場所を選ばず起こります。大規模な災害に遭ったとき、町民の生命、財産を守るためにはどうすればよい

のか、議員として議会としてどんなことができるのか、研修で学んだことを参考に考えていきたいと思えます。

○議長（米本義博君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（米本義博君） 本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番議員、森伸二君及び10番議員、小川幸英君を指名します。

○議長（米本義博君） 日程第2、「会期の決定」についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月24日までの22日間にしたいと思えますが、御異議ございませぬか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月24日までの22日間に決定しました。

○議長（米本義博君） 日程第3、議第54号「令和6年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第15、議第66号「（仮称）藍住町世代間交流施設整備事業の事業請負契約の締結について」までの13議案及び日程第16、報告第7号「令和6年度財政健全化判断比率の報告について」から、日程第18、報告第9号「令和6年度下水道事業会計資金不足比率の報告について」までを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございませぬ。さて、本日、令和7年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多忙中にも関わりませぬ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議長から提案理由の説明を求められたところでありませぬが、説明に先立ち、行政報告を申し上げ、一層の御理解を賜っておきたいと存じます。

初めに、町政施行70周年記念事業についてであります。去る8月17日、総合

文化ホールにおきまして、俳優で気象予報士として御活躍されている石原良純さんをお招きし記念講演会を開催いたしました。御来場者546名の町民の皆様は、石原さんのユーモアを交えた語り口に、時に笑い、時には真剣に私たちを取り巻く気象と自然環境のお話に深く聞き入っておられました。近年、日本各地でかつて経験したことのない豪雨災害が頻発しております。この講演会を契機に防災への意識を一層高め、町民の皆様とともに災害への備えを進めてまいりたいと思います。また、10月26日には、同じく総合文化ホールにおいて、藍染衣装のファッションショー、インディゴコレクション2025の開催を予定しております。自身がモデルとなってステージで自作の藍染衣装を披露するこの催しに、就学前から大学生までの若い世代を含む多くの方から、関心を持って参加申込を頂いております。ステージ本番に向けて、参加者は藍染衣装の製作やウォーキングレッスンなど、現在入念な準備を進めております。この記念事業を通じて、本町のすばらしい藍文化を若い世代に継承するとともに、伝統が息づく藍住町の魅力を全国に広く発信してまいります。

次に、物価高対策についてであります。依然として続く物価高騰への対策として、昨年度に実施いたしました定額減税を補足する当初調整給付によりましても、なお給付すべき減税不足額が残る方等に対し、8月中旬以降、順次通知発送又は申請受付により調整給付の不足額給付を実施しています。さらに今月から、物価高騰対策プレミアム商品券事業を開始しております。8月1日現在で本町に住民登録のある1万5,662世帯の世帯主の皆様はプレミアム商品券の購入券を発送しております。1万円で購入できる5,000円のプレミアム付き商品券1万5,000円分を町内の登録店舗で御利用いただくことで、町民の皆様の生活を支援するとともに町内事業者の経済的影響の緩和を図ってまいります。

次に、東部地区に計画しています防災備蓄倉庫整備事業についてであります。現在検討中ではありますが、災害時の物資を備える備蓄機能だけではなく、緊急時に命を守る避難機能を備えた新たな防災拠点として整備する方針であります。具体的には今後検討を重ね、町民の皆様のより一層の安心安全のため本町の防災力向上を図ってまいります。

次に、(仮称)藍住町世代間交流施設整備事業についてであります。本年3月に基本計画を策定し、4月からは公募型プロポーザル方式による設計・施工事業者の選定を開始いたしました。事業者選定にあたっては、建築の専門家等で構成された

(仮称) 藍住町世代間交流施設整備事業設計・施工者選定委員会において慎重に審議され、この度、事業者が決定いたしました。今後は事業請負契約の締結について本定例会で御承認を頂き、令和10年の施設供用開始に向けて着実に事業を進めてまいります。

次に、子育て支援についてであります。既に国の制度により、3歳から5歳児と0歳から2歳児の第3子以降の保育料は無償化となっておりますが、この度、徳島県では助成事業拡大により0歳から2歳児の保育料を無償とした場合、町が負担する費用の半額を県が負担することになりました。これを受け、本町では0歳から2歳児の保育料の無償化を今月から実施しております。これにより、子育て世帯の経済的負担の軽減をより一層図ってまいります。

次に、認知症に関する普及啓発事業についてであります。我が国では、共生社会の実現を推進するための認知症基本法において、毎年9月を認知症月間、9月21日を認知症の日と定め、国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるための施策を推進しています。本町におきましても、板野郡内4町及び医師会と連携し、在宅医療と介護を一体的に提供することを目的とした在宅医療・介護連携推進事業を行っております。その一環として、今月21日に、認知症をテーマとした講演会を開催いたします。多くの町民の皆様にご参加いただき、認知症に関する正しい知識と認知症の方への正しい理解が深まることを期待しております。

次に、グローバル人材の育成支援についてであります。中学生の海外派遣事業について、本年度は、より多くの中学生に外国の生活、習慣、文化を体験していただき、国際感覚を培っていただくため、昨年度より4名多い、16名の中学生を8月17日から10日間、オーストラリアへ派遣いたしました。オーストラリアのシドニーにてホストファミリーや現地の生徒との交流を中心に様々な活動を経験し、国際感覚の基礎を培うことができたのではないかと考えております。今後もグローバルな視野を持って活躍できる人材の育成に、より一層努めてまいります。

次に、教育環境の充実についてであります。子供たちの学力向上を図るため、図書館2階の農業振興センターにおいて、中学生と小学5、6年生を対象に、夏休み期間中に、自習室を臨時的に開設いたしました。夏休み期間のうち9日間のみ開設ではありましたが、延べ49名の利用がありました。また、今回は11名の高校生に自習補助ボランティアとして御協力を頂き、質問がない時には自身の自習も可能であったため、生徒の皆さんにも好評でありました。図書館の自習コーナーにお

いても試験前や夏休み期間中には多くの生徒さんに御利用いただきました。今後も子供たちの学ぶ意欲を後押しできるような取組を検討してまいります。

最後に、藍の魅力発信についてであります。現在開催中の大阪・関西万博へ本町も去る7月26日から3日間の日程で参加いたしました。藍のたたき染めエコバッグづくりや藍の石鹸づくりなどのワークショップを開催し、来場者の方々に本町が誇る藍文化の一端に触れていただきました。また、本町のプロモーション動画や日本語、英語表記のパンフレットにより、藍文化と藍の館の魅力をPRいたしました。さらに、藍を使った食品や様々な藍染製品の物販では、完売となる商品も出るなど好評を博し、来場された国内外の多くの方々に藍の魅力を、そして藍住町の魅力をお伝えできたのではないかと考えております。

それではこれより、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。議第54号「令和6年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が137億237万5,975円、歳出総額が127億2,622万9,993円、差引き9億7,614万5,982円となり、このうち、継続費及び繰越明許費に係る繰越財源が1億1,260万440円であり、実質収支額は8億6,354万5,542円となっております。さらに、実質収支額のうち、地方自治法の規定による基金繰入額3億円を基金へ繰入れするため、差引き5億6,354万5,542円が令和7年度への繰越額となりました。

議第55号「令和6年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が32億9,755万3,828円、歳出総額が31億7,591万1,087円で、差引き1億2,164万2,741円となり、令和7年度への繰越額となりました。今後一層、医療費の適正化に努めてまいります。

議第56号「令和6年度藍住町特別会計（介護保険事業）歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が31億4,062万9,479円、歳出総額が28億8,185万4,028円、差引き2億5,877万5,451円となり、令和7年度への繰越額となりました。歳出のうち、介護保険給付費は26億7,481万1,825円であり、前年度と比較して約5パーセント増加しております。

議第57号「令和6年度藍住町特別会計（介護サービス事業）歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が1,205万560円、歳出総額が歳入と同額の1,205万560円となりました。

議第58号「令和6年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）歳入歳出決算の

認定について」は、歳入総額が5億2,225万829円、歳出総額が5億904万9,539円で、差引き1,320万1,290円となり、令和7年度への繰越額となりました。なお一層の高齢者福祉の増進に努めてまいります。

議第59号「令和6年度藍住町水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について」は、収益的収支で収入総額が5億3,459万6,644円、支出総額が4億8,226万6,953円となり、消費税経理の後、3,084万3,426円の当年度純利益を計上しました。剰余金の処分は、減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に2,000万円を積立てるとともに、資本金へ1億4,693万3,728円を組入れたいと考えております。次に資本的収支では、収入総額が736万2,400円、支出総額が2億8,539万3,738円で資本的収支不足額が2億7,803万1,338円となり、消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金等で補填をしております。今後とも、町民の皆様に安全で良質な水道水を安定供給するという経営理念をもとに、サービスの向上と健全な水道事業経営に努めてまいります。

議第60号「令和6年度藍住町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」は、収益的収支で収入総額が3億9,313万9,190円、支出総額が3億3,094万3,788円となり、消費税経費の後、6,287万5,803円の当年度純利益を計上いたしました。次に収益的収支では、収入総額が1億2,069万2,000円、支出総額が2億3,154万7,426円で、資本的収支不足額が1億1,085万5,426円となり、当年度分損益勘定留保資金、未処分利益剰余金で補填をしております。今後とも、一層の下水道事業効率化を図りつつ、事業の推進に努めてまいります。

議第61号「令和7年度藍住町一般会計補正予算について」は、歳入歳出とも1億7,000万円追加し、予算総額を148億2,100万円とするものであります。歳出補正の主な内容を申し上げます。総務費では、地球温暖化対策実行計画改定業務委託料、国勢調査費等で1,974万8,000円増額。民生費では保育所空調機改修工事、保育環境改善等事業、国庫支出金等精算返納金等で7,052万1,000円増額。土木費では、町道舗装工事費等で1,785万円増額。教育費では、学校教育施設工事費、社会体育施設工事費等で6,092万5,000円増額を行うものであります。歳入補正の主な内容では、地方交付税で3,078万4,000円増額、国庫支出金で3,133万6,000円増額、繰入金で3億1,7

25万円減額、繰越金で4億1,354万5,000円増額、諸収入で5,379万9,000円減額、町債で6,325万円増額を行うものであります。

議第62号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、人事院規則の一部改正に伴い本条例の一部を改正するものであります。

議第63号「藍住町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い本条例の一部を改正するものであります。

議第64号「藍住町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部改正について」は、妊婦のための支援給付制度の新設により、子ども・子育て支援法に定められた規定が改定されたことに伴い本条例の一部を改正するものであります。

議第65号「戸籍総合システム機器更新業務契約の締結について」は、戸籍総合システム機器更新業務に係るハードウェアを購入するにあたり議会の議決を求めるものであります。

議第66号「(仮称)藍住町世代間交流施設整備事業の事業請負契約の締結について」は、公募型プロポーザル方式により選定された事業者と事業請負契約を締結するため議会の議決を求めるものであります。

これらの議案のほか報告案件といたしまして、令和6年度の財政健全化判断比率と水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率について、それぞれ報告をさせていただきます。後ほど御覧いただき御理解を賜りたいと存じます。

以上、提案理由とその概要を申し上げましたが、何とぞ十分御審議の上、原案どおりお認めを頂きますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（米本義博君） 続きまして、監査報告について、本定例会に上程されております議案のうち決算に関する案件が7件ございますので、ただいまから審査結果について塚原監査委員から報告を求めます。

塚原監査委員。

〔監査委員 塚原喬君登壇〕

◎監査委員（塚原喬君） 議長から監査結果の報告を求められましたので、代表いたしまして、審査結果の御報告を申し上げたいと思います。それでは、令和6年度藍住町一般会計歳入歳出決算審査の結果を御報告申し上げます。審査は8月4日と

7日の両日に実施をいたしました。審査の結果の総括的な意見といたしまして、会計処理については、町条例及び役場処務規程並びに財務規則にのっとり処理されております。また、収入支出の決算額につきましては、出納証書類を照合の上、さらにその内容につき検討を加え審査いたしました結果、決算書は収入支出の状況並びに財産増減の状況が正しく示されており、その内容につきましても適正なものと認定をいたしました。政府が7月の月例経済報告で、国内景気の現状について緩やかに回復しているという基調判断を5月からの3か月連続で据え置いています。本町は健全財政を維持しているものの、少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増大及び社会変化等により行政の果たす役割は今後ますます増え、多額の財政需要が見込まれています。今後の事務執行にあたっては、景気の動向に注視し、事務事業を不断に見直し、計画的に事業を推進するとともに、多様化する住民ニーズに対応するため、住民生活を第一に考えながら限られた財源の効率的な配分と経費節減に努められ、将来にわたり自立的、安定的で持続可能な行財政運営に努められるように、なお一層、職員一丸となって取り組んでいただきますようお願い申し上げます。また、各事務の執行におかれましては、先例や慣例にとらわれることなく、絶えず実施方法の見直しや改善を行い事務執行にかかる適正化を担保し、維持していただきますようお願い申し上げます。

次に、令和6年度藍住町特別会計国民健康保険事業、介護保険事業、介護サービス事業、後期高齢者医療事業の4つの特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計の歳入歳出決算の審査結果について御報告申し上げます。審査は7月18日に実施いたしました。それぞれの決算書について、出納証書類を照合の上、さらにその内容について検討を加え審査いたしました結果、会計処理は町条例等の諸規程に基づき適正に処理され、また、決算書は収入支出の状況、事業活動の状況並びに財産増減の状況が正しく示されており、その内容も適正なものであると認定をいたしましたところでございます。独立した事業会計として設けられた特別会計ではありますが、各事業について住民が安心して暮らすことができるよう将来を見据えた視点に立ち、今後とも効果的、効率的な事務執行に努められ健全な運営に当たっていただきますようお願い申し上げます。

なお、国民保険事業及び後期高齢者医療事業に係る歳出のうち、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の決算額は、国民保険事業で前年度比2,122万318円、94.23パーセント増の4,374万637円。後期高齢者医療事業

で1, 376万3, 977円、262.72パーセント増の1, 900万3, 074円である。事業の運営にかかる人件費は各事業特別会計から支払いすべきであるとの考えに基づき、令和6年度から組み替えしたためであります。今後とも将来にわたり適切な運営ができるよう情勢を注視しつつ十分な分析を行うとともに、堅実かつ柔軟な財政運営をお願いいたします。

水道事業については、有水率は前年度比0.5ポイント減の83.9パーセントとなっています。藍住町は急速に人口が増加し開発が進んだ沿革があり、今後水道管路の老朽化も急激に進む可能性があることに留意し、投資計画とシミュレーションを行っていただきますようお願い申し上げます。

下水道事業は、将来を見据えた視点に立ち、合理的な運営ができるよう方策を検討していただきますようお願い申し上げます。以上、監査結果の報告といたします。

○議長（米本義博君） ただいま議題となっております議第54号から議第66号までは、先ほど提案理由の説明がありました。上程されております13議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（米本義博君） お諮りします。ただいま、議題となっております13議案については、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託して十分審査をしていただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議第54号から議第66号までの各議案はお手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（米本義博君） 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議案調査、委員会審査のため9月4日から9月18日までの15日間を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、9月4日から9月18日までの15日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は、9月19日午前10時、本議場において再開しますので、御出席をお願いします。

これで散会します。

午前10時35分散会

令和7年第3回藍住町議会定例会会議録（第2日）

令和7年9月9日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	栗島 和義	10 番議員	小川 幸英
2 番議員	新居 純一	11 番議員	林 茂
3 番議員	元木 春香	12 番議員	奥村 晴明
4 番議員	紙永 芳夫	13 番議員	佐野 慶一
5 番議員	竹内 君彦	14 番議員	森 志郎
6 番議員	永浜 浩幸	15 番議員	烏海 典昭
7 番議員	前田 晃良	16 番議員	米本 義博
9 番議員	森 伸二		

2 欠席議員

8 番議員 宮本 影子

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子 主任 小倉 麻里

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	河原 英治
理事兼総務課長	小川 哲央

5 議事日程

議事日程（第2号）

第2 宮本影子君の議員辞職の件

令和7年藍住町議会第3回定例会会議録

9月9日

午後0時15分開会

○議長（米本義博君） 9月9日は休会の日ですが、議事の都合によって特に会議を開きます。

○議長（米本義博君） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

○議長（米本義博君） 日程第1、「宮本影子君の議員辞職の件」を議題とします。
事務局長に辞職願を朗読させます。

島川事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （議案を朗読する）

○議長（米本義博君） お諮りします。宮本影子君の議員辞職を許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。したがって、宮本影子君の議員辞職を許可することに決定いたしました。

○議長（米本義博君） 以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議案調査のため9月10日から9月18日までの9日間、休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、9月10日から9月18日までの9日間、休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は9月19日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会といたします。

午後0時17分散会

令和7年第3回藍住町議会定例会会議録（第3日）

令和7年9月19日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	栗島 和義	10 番議員	小川 幸英
2 番議員	新居 純一	11 番議員	林 茂
3 番議員	元木 春香	12 番議員	奥村 晴明
4 番議員	紙永 芳夫	13 番議員	佐野 慶一
5 番議員	竹内 君彦	14 番議員	森 志郎
6 番議員	永浜 浩幸	15 番議員	烏海 典昭
7 番議員	前田 晃良	16 番議員	米本 義博
9 番議員	森 伸二		

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子 主任 小倉 麻里

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	河原 英治
教育長	堤 広幸
教育次長	大地 亜由美
会計管理者	山瀬 佳美
理事兼総務課長	小川 哲央
福祉課長	深見 亜喜
企画政策課長	大隅 久視子
税務課長	増原 浩幸
健康推進課長	上崎 雅史
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	重見 高博
住民課長	堺 政仁
生活環境課長	鈴木 恵子

建設産業課長

長楽 浩司

上下水道課長

畦地 英志

5 議事日程

議事日程（第3号）

第1 一般質問

10番議員 小川 幸英

1番議員 栗島 和義

3番議員 元木 春香

11番議員 林 茂

2番議員 新居 純一

令和7年藍住町議会第3回定例会会議録

9月19日

午前10時1分開議

○議長（米本義博君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（米本義博君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは5名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可します。

また、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（米本義博君） それでは、まず初めに10番議員、小川幸英君の一般質問を許可します。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 議長より御指名いただきましたので、ただいまより一般質問を行います。理事者におかれましては、明確な答弁をお願いしておきます。

最初に藍住町コンプライアンス推進について伺います。令和5年、藍住町の学校給食用の肉の調達をめぐる官製談合事件で元副町長ら3人が逮捕された。事件を受けて、令和5年5月に不祥事の発生防止に向けた行動指針が策定されました。目的として、12月をコンプライアンス推進月間と定め、コンプライアンスに関する研修を実施するなど、全職員のコンプライアンス意識の向上を図る取組として各所属長による職員へのコンプライアンス研修会への実施研修資料として、不祥事の発生防止に向けた行動指針を用いる20分程度、コンプライアンス意識調査の実施とあります。委員は町長、副町長、教育長他、課長級、幼稚園の園長、中央保育所の所長で構成されていますが、あれだけの不祥事を起こしながら、なぜコンプライアンス推進のための会が身内だけで外部の委員が1人もいないのか。構成委員決定プロセス詳細と外部のいない、委員のいない理由はなぜか、伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答え申し上げます。コンプライアンス推進会議における構成委員の決定プロセスと外部委員がない理由はなぜかという御質問でございました。まず本町では、議員が申されました不祥事、つまり、元副町長と元副議長らが逮捕された事件を受けまして、先に設置いたしておりましたコンプライアンス対策検討会議において再発防止に向け検討をいたしました。その検討会議の主な検討項目は、不祥事の検証や事務処理の見直し、改善、コンプライアンス研修の充実、そしてコンプライアンス推進に向けた体制や取組でございます。この検討会議におきまして検討協議を重ねた結果として、本町の不祥事の再発防止に向けた行動指針を令和5年5月に策定いたしました。この行動指針において新たな組織として、町長をトップに全ての課長級職員が構成員となるコンプライアンス推進会議を設置することといたしました。本町のコンプライアンス推進会議は、コンプライアンスに関する研修を実施するなど、職員1人1人のコンプライアンス意識の向上を図ることを目的としております。つまり、法令遵守だけではなく、公務員として求められる社会規範や社会的責任を自覚し、日々の業務の中で適切な行動が取れるよう組織的に取り組むことが推進会議の役割でございます。その意味でまずは、組織内の管理職が自らの責任のもとリーダーシップを発揮し、率先してコンプライアンスの徹底を進めていくことが必要不可欠であると考えております。そのため、推進会議は特別職及び課長職を中心とする管理職によって構成しております。その一方で、外部の視点の重要性そのものは十分に認識しております。今後は必要に応じ、コンプライアンス研修などを通じて外部有識者の助言を受けるなど、引き続きコンプライアンス意識の向上に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問します。先般、住民の方から公開請求されて、その内容は令和6年12月のコンプライアンス推進会議及びその開催に関連する会合や調査等や全ての文章を開示請求したが、この会は実際検討会議が開かれ、令和5年5月にできたということですが、後の会はあったのでしょうか。開かれたので

しょうか、伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事。

〔理事兼総務課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） 検討会議とコンプライアンス推進会議、検討会議のことでしょうか。検討会議につきましては、先に、先ほど答弁申し上げたように令和5年1月に設置いたしております。この事件の前ですね。令和5年の1月に設置しております。令和5年の5月に先ほど申し上げたように行動指針というのを策定したわけですけれども、その間、適宜開催しておるところでございます。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再々問します。その開かれた会議録っていうのはあるんですか。

○議長（米本義博君） 小川理事。

〔理事兼総務課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） 議事録はございません。以上です。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、令和6年12月コンプライアンス推進月間として教職員を対象にコンプライアンス研修と意識調査を実施したが、その研修の具体的な方法と内容、その後の意識調査の調査内容、また、調査結果をもとに現在までどのようなコンプライアンス推進を行っているか伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。昨年12月のコンプライアンス推進月間における研修と意識調査などに関する御質問でございました。令和5年に策定いたしました不祥事の再発防止に向けた行動指針において、12月をコンプライアンス推進月間と位置づけ、職員に対しコンプライアンスに関する研修を実施しているところでございます。研修の具体的な方法と内容につきましては、各課別に各所属長により少人数での参加型とし、研修資料として不祥事の発生防止に向

けた行動指針を用いて地方公務員法における服務規律をはじめ、法令遵守などについて研修を実施いたしました。その際、職員へ無記名によるコンプライアンス意識調査を実施いたしました。その意識調査の内容については大きく3点ございます。まず、コンプライアンス研修を受けて意識はどう変わったか、コンプライアンス意識向上に資する取組についての意見、その他意見等があれば記入してくださいといった内容でございます。このたび実施いたしました意識調査は、今後のコンプライアンス意識向上の参考とするため実施したものでございます。つまり、研修の方法や内容などについて職員の意見を参考に有益な研修を図るための基礎資料とすることを念頭に置いております。よって、今回の意識調査を踏まえまして、今後のコンプライアンス意識向上の取組について検討しているところでございます。一方で、これまでコンプライアンスに関して職員に対し課長会議などを通じて各種通知を行っております。内容といたしましては、適切な事務処理の徹底について、メンタルヘルス及びハラスメント相談窓口について、服務規律について、法令等の違反が疑われる場合の通報窓口等についてなどの通知を適宜行い、職員のコンプライアンス意識の向上に努めているところでございます。いずれにいたしましても、コンプライアンス向上の取組に終わりではなく、今後も継続的に研修等を行うことで職員のコンプライアンス意識の一層の向上を図ってまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 今、意識調査をやったということで答弁。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。再問でしょうか。

●10番議員（小川幸英君） 再問です。答弁いただきました。この意識調査、全職員にアンケートを取ったということですが、これをこの回答どういうつもりで調査したのか、伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事。

〔理事兼総務課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） 先ほど答弁申し上げたと思うんですけども、この意識調査の目的というのは、職員の研修方法であるとか内容についてより有益なものに図るために、職員の意識、また、意見っていうのを求めたところでござい

ます。それが目的でございます。以上です。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） コンプライアンス推進会議を実行性のあるものにし、町民の信頼回復や信頼に値する行政になるためには、今のコンプライアンス推進会議の委員構成では。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

●10番議員（小川幸英君） はい、失礼しました。1つ飛んでおります。住民からの情報公開請求で公開された職員からの調査結果、アンケート回答からは議員に対しての言及が複数あったように思います。これらは、今日まで一度も町議会へフィードバックされておらず私も初めて知りました。なぜ、議員に対してそういう報告がないのか、調査して回答を得たがそれをもとに何のアクションもしていないのか、伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。この度の職員向けコンプライアンス意識調査に関し、議会議員に関する言及があったが議会へフィードバックもなく、何もアクションしていないのではないかと、との御質問を頂いております。まず、このたび実施いたしました意識調査は、職員のコンプライアンスに対する意識や意見を把握し、今後のコンプライアンス意識向上の参考とするため実施したものでございます。調査の性質上、回答内容には個人の受け止め方や主観的な要素も含まれており、必ずしも客観的な事実を示すものではないと理解しております。ゆえに、議員に関する記述につきましても職員個々の感じ方や解釈による部分が大きく、調査結果について言及することは、本来の目的に照らして適切ではないと考えております。その上で、コンプライアンス意識調査は、あくまでも職員向けの内部調査であることを踏まえつつも、今回に限らず、議会とも共有すべき課題があれば必要に応じてしかるべき方法により報告を行うことも検討してまいります。また、今回の意識調査で職員から寄せられた意見や意識を踏まえ、今後のコンプライアンス意識向上の取組について従前より検討しているところでございます。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） コンプライアンス推進会議を実行性のあるものにし、町民の信頼回復や信頼に値する行政になるためには、今のコンプライアンス推進会議の委員構成では到底達成できないと思います。身内に甘いから不祥事が起こったもので、公正で厳格な指導や判断のできる外部の委員を入れるのが必須です。毎年12月、つまり今年の12月のコンプライアンス推進月間に外部講師を招いた研修、外部委員のいる推進会議、外部への調査結果分析依頼など公正な判断ができる外部の力を入れるべきと思うが、どうでしょうか。

○議長（米本義博君） 河原副町長。

〔副町長 河原英治君登壇〕

◎副町長（河原英治君） 小川議員からコンプライアンスに関する研修や推進会議の在り方などについて外部の力を入れるべきとの御提案を頂きました。質問の中で、身内に甘いから不祥事が起こったという発言がございましたが、そもそも発端は、元議員からの不当な働きかけだったと認識しておりますので、その点については理解をしかねますが、御質問のほうにお答えをさせていただきます。まず、不祥事発生以降、町民の信頼回復に向け組織全体で再発防止や職員のコンプライアンス向上に取り組んでいるところでございます。御提案を頂きました外部の力、つまり外部有識者の視点や知見を取り入れるということは、有効な手段の1つであると認識をしております。そこで、今年2月に弁護士を講師に招き、コンプライアンスを含めたハラスメント研修を実施したところであり、今後も継続的に実施することとしております。また、推進会議の在り方については、先の質問に対し小川理事から答弁をいたしました。まずは組織内の管理職が自らの責任のもと、リーダーシップを発揮し率先してコンプライアンスの徹底を進めていくことが必要不可欠であるというふうに考えております。ゆえに、外部の方には構成員という形ではなく、必要に応じて研修等を通じて助言を受けてまいりたいというふうに考えております。調査結果の分析につきましては、その調査内容から外部への分析依頼が必要と判断をされる調査については適宜行うこととしております。一方で議会におかれましても、不祥事発生以降、コンプライアンス向上のため、そして町民の信頼回復に向け、研修などに取り組んでおられることと存じております。そのような中、最近、当時と

ということになりますけども、町会議員がSNS上で個人を誹謗中傷する事案が発生し、マスコミで報道されたこと、これにつきましては非常に残念で悲しい思いでございます。いずれにいたしましても、本町といたしましては引き続き組織としての責任を果たすべく、コンプライアンスの推進に一層努めてまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問いたします。弁護士を講師に迎えて勉強会をするというようなことでありましたが、外部委員は入れないというようなことと思います。せめて町民の信頼を得る努力をする必要があると思います。町のコンプライアンスに関する基本方針のようなものをホームページに公開するなどして、広く町民に周知することと、コンプライアンス推進会議の構成委員や研修記録、意識調査の結果や概要やその後の取組について毎年ホームページに公開することが必要ではないでしょうか、伺います。

○議長（米本義博君） 河原副町長。

〔副町長 河原英治君起立〕

◎副町長（河原英治君） コンプライアンス研修の内容等について公表すべき、公表したほうが町民の信頼回復につながるのではないではないか、というような御発言だったというふうに考えております。内容にもよりますけども、今後、研修内容等、公表できるものについては、その方法について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、中央保育所の在り方について伺います。障害児を中央保育所に入所させることになった経緯について質問いたします。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの御質問に答弁をいたします。本町では、平成30年10月に外部有識者を含む就学前児童施設の在り方検討委員会を設置し、令和元年7月に当委員会から就学前児童の在り方について報告書の提出を受けまし

た。この中で、待機児童解消を図るための施設及び定員の確保、保育所での5歳児までの受入れ、民間活力の積極的導入について御提言を頂いたことから、民間保育所の積極的な整備を進めるとともに町立保育所の定員や在り方について検討いたしました経緯は、令和2年9月議会一般質問において答弁をいたしましたとおりでございます。保育所等における障害のある子供の受け入れについては、単に障害を理由とした保育の制限などの差別的取扱いはしないことと、国からの通知も発出されておりますが、状況によっては民間では預かることが難しい場合もございます。町といたしましては、認可保育所に通うことができない状態の障害のある児童を預かることが公立としての役割の1つだと考えておりますので、それを果たしていくことを改めて申し上げ、答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問いたします。中央保育所の在籍者数の資料を頂きました。7年度が1歳児が20名、2歳児が30名、3歳児が29名で合計79名となっております。前年度より20名強増えています。この増えた理由は何でしょうか、伺います。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 御質問に答弁いたします。当初、保育所の新設にあたって民間保育所での児童確保の観点から中央保育所の定員を減らしていくとの話でしたが、当初の予定を上回る入所希望者がおります。こうした中で、民間には努力をしていただいておりますが、公立だけ何もしないというわけにはいきませんので、今年度、昨年度より多い入所数を預かることになっております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 今年度より各保育所で障害児を受入れるようになった経緯を教えてください。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 今年度より障害のある児童を認可保育所で受入れるようになった経緯ということでございますが、受入れに関して今年度変更いたしましたのは、入所児童の増加に伴う業務改善のため、保育所の新年度入所に係る申請受付時期や入園決定が例年よりも早くなったこと、入所面接を各内定保育所で実施いただくようになったことでございます。このことについては、各保育所にも御理解を頂いた上で実施をさせていただいており、児童の受入れに関しましても認可保育所として担っていただく役割を承知くださっているものと思っております。また、議員のおっしゃる障害児についてでございますが、障害児とは身体、知的、精神に障害がある治療方法が確立していない疾病等による障害がある、発達障害がある児童とされており、その状態や程度はそれぞれに異なるため必要な支援も様々となります。先ほどの答弁を繰り返すこととなりますが、町といたしましては、他の施設に通うことができない障害のある児童を預かることが、公立保育所の役割の1つであると考えておりますので、その役割が果たせるよう今後も認可保育所との連携を図り、子供たちのための保育を実施してまいります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問します。普通の保育所も障害児を預かるようなという県からの指導があったと聞きましたが、これはどうでしょうか、あったんですか。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 御質問にお答えします。県からそのようなお話があったのは確かでございます。さらに、令和6年12月5日には、国のほうから、保育所等における障害のあるこどもの受入れについてという通知も出ております。その方針によって町では実施しておりますので御理解ください。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 中央保育所の空いている南棟を使って、障害発達支援事業所が入る計画はあるか、伺います。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 中央保育所では、今年度3歳児3クラス、2歳児3クラス、1歳児2クラスで79名の児童が在籍しており、一時預かり、特定保育クラス、絵本部屋等を含めると10教室を使用しておりますが、冷暖房設備取替え工事予定の北棟5部屋と議員からの御質問のあった南棟3部屋は、現在使用をしていない教室となっております。未使用の教室については、町として有効な活用方法を検討しておりますが、障害発達支援事業所が入るという計画は今のところございません。しかしながら、施設の老朽化や保育士不足などの課題は多く、中央保育所が本町保育事業の中心的役割を担っていくためには、抱える問題を早急に解決しなければならないことも事実でございます。全国では、民間との協力による公私連携型保育施設などの整備で公立と民間による新しい形の保育も始まっており、議員がおっしゃられた障害児の療育施設等の併設設置についても、他の施設に通うことができない障害のある児童の保育を行う上で有効な施策かもしれません。今後も保育現場の実情や課題に応じた施策を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、町立幼稚園の今後について伺います。幼稚園の児童数が令和5年が、5年から6年が4歳が221名、5歳児が249名、合わせて470名、令和7年度は4歳児が184人、5歳児が229名と合わせて413名。60名余り今年度は減っております。今後どのように幼稚園をしていくのか、伺います。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 町立幼稚園の園児数が、年々減少している状況につきまして答弁させていただきます。御存じのとおり、藍住町では昭和50年から3歳児までは保育所で保育を行い、4、5歳児は幼稚園で幼児教育を行う、幼保一元化に取り組んできました。しかしながら、本町が実施しましたアンケート調査にも現れていますように、核家族化や共働き世帯の増加など子育て環境の変化に伴い、多様化する保育ニーズへの対応が求められておりました。令和2年度から令和6年

度までの5年間を計画期間とする、第2期藍住町子ども・子育て支援事業計画におきまして、民間保育所の利用年齢を5歳児まで引き上げ、保護者ニーズに応じた施設を保護者の選択により利用できる環境整備を進めるとし、一部の民間保育所で4、5歳児の受け入れが実施されております。さらに第3期計画においても民間活力を積極的に活用し、新たに保育施設の整備を進め、教育、保育の提供体制の確保を図ることとしております。また、子育て世帯を支援するための預かり保育につきましては、町立幼稚園においても実施をしております。保護者の皆様には、通勤の都合や兄弟姉妹の有無等、それぞれにニーズが異なりますので幼稚園もしくは保育所を選択できる状況となっております。さらに、対象人口も減少傾向にあるため、幼稚園入園児童数は今後も減少することが想定されております。そういった状況ではあります。子供の発達と学びの連続性を確保するため、教育保育の質の維持、向上に努めるとともに、より一層、幼稚園、保育所及び小学校との連携を図ってまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 幼稚園の取組について伺いました。この人数が減った一因には、預かり保育の迎え時間を7時から6時に変更したのはこれも。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

●10番議員（小川幸英君） 思います。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。次の質問ではないんですか。

●10番議員（小川幸英君） 次の質問です。今のは感想で。次に、中富団地の耐震について伺います。現在の入居者数と今後どのようにしていくのか、伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） お答えいたします。町當中富団地につきましては、昭和50年に建築された築50年の11階建ての建物で現在47戸、83人の方が入居されております。政策空家として新たな募集をしていないため、提出しました資料のとおり、入居戸数は減少している状況でございます。先の議会で申し上げたとおり、旧耐震基準で建てられていることから耐震性に課題があることは認識しておりますが耐震化の計画には至っておりません。本町では、本年4月に策定した町

営住宅長寿命化計画において、町営中富団地については将来的に用途を廃止する方針としております。

なお、必要な維持管理は行ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 答弁を頂きました。中富団地は50年が経っているということでありましたが、この、今後20年で70から80パーセントの確率で来ると言われております南海地震、それがもし来た場合、倒壊の恐れがあり、入居者は非常に不安に思っている方がたくさんいます。家賃保証などをして別の場所に移ってもらうような計画はないか、伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） お答えいたします。町営中富団地は、築後相当の年数が経過していることから耐震性に不安を抱かれている方がおられることも承知しております。町では、これまでに建物の状態を点検し必要な補修を行うなど、安全に居住できるよう維持管理を努めております。現時点では、別の場所に移っていただく計画はございませんが、今後、用途廃止に向けた計画が進んでまいりましたら適切に対応したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、武道館について伺います。文化ホール横の武道館は現在使われていない。婦人センター2階に畳を持って行って練習していると聞くがどうしてか、伺います。

○議長（米本義博君） 重見社会教育課長。

〔社会教育課長 重見高博君登壇〕

◎社会教育課長（重見高博君） 武道館の使用に関することについてお答えいたします。昭和56年に建てられました武道館の天井には、アスベストが含有されている可能性がある耐火ボードが使用されております。この天井に施しています塗装が全面的に剥がれ落ちていることを本年7月に確認いたしました。塗装の剥がれによってアスベストが飛散した場合、利用される皆様の健康に影響を及ぼす恐れがある

ため、使用を中止しているところがございます。現在アスベスト含有調査を実施しているため、この間、勤労女性センター2階のアリーナに畳を移動し、柔道の練習に利用していただいております。

なお、剣道につきましては、東中学校の武道館を利用していただいております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問いたします。アスベストが入ってる可能性があるというふうなことですが、この調査結果はいつ頃出る予定ですか。

○議長（米本義博君） 重見社会教育課長。

〔社会教育課長 重見高博君起立〕

◎社会教育課長（重見高博君） お答えいたします。今月中にはおそらく出るであろうということがございます。以上です。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、この武道館で練習した本町出身の嘉重春樺選手が、世界柔道選手権で女子63キロ級で金メダルを取りました。このことは、役場左側の垂れ幕で祝福しているが、本町にとっても非常に名誉なことであります。全国新聞はもちろん、徳島新聞、四国放送、各メディアで大きく取り上げられ、藍住町にとってもいい宣伝になったと思っております。嘉重春樺選手を名誉町民にして、藍住町のPR大使にしてはどうか伺います。

○議長（米本義博君） 河原副町長。

〔副町長 河原英治君登壇〕

◎副町長（河原英治君） 小川議員から嘉重春樺選手を名誉町民にして、藍住町のPR大使にしてはどうかという御提案を頂きました。皆様御承知のとおり、本町出身の嘉重春樺選手が、今年6月に開催をされました柔道の世界選手権で初出場ながら見事、金メダルに輝きました。金メダルの獲得は本町にとって非常に名誉なことであり、嘉重選手の御活躍は町民に大きな感動と誇りを与えてくれました。そこで、その功績を町民皆様と一緒に称えるべく、金メダル獲得の懸垂幕を合同庁舎に掲げているところがございます。その上で、議員御提案の名誉町民についてですが、藍

住町名誉町民条例では「本町の産業、社会文化の発展に著しく貢献した者に対し、その榮譽をたたえ、功績を顕彰することを目的」とし、「本町住民又は本町と特別に縁故の深い者で、町民が郷土の誇りとし、かつ、尊敬に値すると認める者には「藍住町名誉町民」の称号を贈る。」というふうにあります。本町においては、これまでこの条例に基づき、お二人の方に藍住町名誉町民の称号を贈らせていただいているところでございます。名誉町民の称号を贈るにあたっては、これらを踏まえて検討する必要があります。今回の世界選手権での御活躍は、誠に顕著ですばらしいものと承知をしておりますが、先に述べました条例の趣旨、「本町の産業、社会文化の発展に著しく貢献」という部分には当てはまらないケースではないかというふうに判断をしております。しかしながら、嘉重選手に対しましては、御本人の夢である2028年ロサンゼルスオリンピックを目指し、さらなる御活躍を期待するとともに、本町といたしましても可能な限り後押しをしてまいりたいというふうに考えております。次に、本町のPR大使についてでございますが、まずPR大使とは、町の魅力を町内外に広く情報発信し、町のイメージアップ、観光振興、地域活性化などを図るものと認識をしております。本町ではこれまで取組事例はありませんが、今後の本町の情報発信、魅力発信をしていく上で、PR大使という取組は有効な手段であるというふうに認識をしております。今後は本町のPR大使の在り方について、他の自治体の取組事例などを参考に嘉重選手を含め広く検討していく必要があるというふうに考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 9月11日のフォーカス徳島でも大々的に取り上げられていました。やはり本町にとって非常にPRになったと思います。ぜひとも規定があるようですので、新しくまた作っていただいて、名誉町民にさせていただければと思います。ありがとうございました。終わらせていただきます。

○議長（米本義博君） ここで小休します。再開は11時ちょうどからとさせていただきます。

午前10時53分小休

午前11時再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き会議を再開します。

次に、1番議員、栗島和義君の一般質問を許可します。

栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 栗島和義でございます。議長の許可を頂きましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。理事者の皆様におかれましては、明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、質問に移らせていただきます。児童生徒の健康診断について質問いたします。小中学校で実施されている児童生徒の健康診断は、学校保健安全法第13条により、毎年4月から6月の間に実施が義務づけられており、児童生徒の健康状態を確認するための貴重な機会であると承知しております。この健康診断は、身体の異常や病気の早期発見、早期対応を目的とした予防の役割を果たし、健康の保持増進について学ぶ教育の機会でもあり、健康診断を通じて子供たち自身が自分の体や健康に対する意識を高め、自ら健康管理する力を身につけることも期待されております。さらに、こうした学びは学校生活をよりよいものにするだけでなく、将来にわたり健やかに生きる基盤を築くことにもつながり、子供たちの成長を支える非常に重要な制度であると認識しております。しかしながら、様々な理由により学校に行くことが困難な状況になっている子供たちの中には、学校に登校していないという理由で毎年行われる定期健康診断が未受診になり、心身の状態が把握できないまま支援につながっていないという現実があるのではないかと危惧しております。そこでまず、令和7年度における本町小中学校での健康診断の受診状況について、受診した児童生徒及び未受診の児童生徒の人数をそれぞれお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 町内小中学校で実施しております健康診断の状況について答弁をいたします。学校で行う健康診断には身体測定、内科健診、眼科健診、歯科健診、耳鼻科健診、心電図検査、尿検査があります。このうち特定の学年のみ受診する項目もありますので、今回は全学年が対象となる身体測定、内科健診、歯科健診、尿検査の4つの項目の合計人数でお答えをさせていただきます。まず、健診の対象者数は、延べ1万2,314人。学校での受診者数は、1万2,081人、未受診者数は233人となっております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●1番議員（栗島和義君） 再問いたします。本町の小中学校において、本年度233名の児童生徒が学校での健康診断を未受診であったということですが、この未受診となっている児童生徒に対して、現在どのようなフォローアップが行われているのでしょうか。再度の連絡や個別対応の可能性について、例えば、保護者への個別連絡、訪問による説明、医療機関への受診勧奨など現在取り組まれている具体的な対応について御説明いただけますでしょうか。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君起立〕

◎教育次長（大地亜由美君） 学校保健安全法施行規則では、「疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることのできなかった者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。」とされております。また、健康診断当日の体調不良や長期の欠席のため、学校で健康診断を受けられなかった場合については、健診結果を通知する際に未受診であることを表示し、個別対応としましては学校医での受診を案内しております。学校医で健康診断を行った場合は、健診結果を学校に報告するよう併せて案内をし、健康状態の把握をするようにしております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●1番議員（栗島和義君） 再々問いたします。後日、学校医などによる健診が受けられるように、個別で通知しているということで認識いたしましたが、実際にそのような取組によって本年度学校で実施した健康診断を当初未受診であった児童生徒、このうち何名が受診に至りましたか、お伺いいたします。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君起立〕

◎教育次長（大地亜由美君） お答えいたします。各学校での対応により、後日58人の方が学校医の医療機関等での受診を行っております。このことにより、受診者数については1万2,139人、未受診者数は169人となっております。ただし、これらの人数は4つの項目の合計人数であり、重複して計上されている人もい

るため、未受診者数については実際の人数よりも多くなっております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 学校医などにより後日、58名の児童生徒が受診することができたとの御答弁でした。一方で、それでもなお、本年度の健康診断を全ての項目において現在も受診できていない児童生徒がいるのではないのでしょうか。不登校など様々な理由により学校に通うことが困難な状況にある子供たちも含め、全ての児童生徒に対し、確実に健康診断を実施し必要に応じて適切な支援につなげていくためには、そのための体制の整備を構築することが重要であると考えます。学校に来られないから健康診断を受けられないというのではなく、来られない子供たちのもとに必要な支援が届く仕組みこそが、今、求められているのではないのでしょうか。健康診断はゴールではなく、気づきの第一歩にすぎません。健診を通し身体的な問題だけではなく、メンタルヘルスや生活環境の課題などが見えてくることもあるのではないのでしょうか。様々な悩みや課題を抱えている児童生徒に対し、健康診断の取組をきっかけに、普段は見えない小さなサインをキャッチできる可能性はゼロではないと考えます。また、保護者の不安や負担も大きいことから、家庭との橋渡しとしての役割を健康診断には期待されております。保護者との連携を含め、児童生徒の健康診断を支援の入口として位置づけ、教育、福祉、医療が連携した支援体制の構築を行っていくことが、健康診断受診率の向上という点においても必要ではないかと考えますがいかがでしょうか、御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 教育、福祉、医療の支援体制の構築についてお答えさせていただきます。様々な理由により学校に行くことができないお子さんや家から出られないお子さんが一定数いることは認識をしております。そういった状況にあるお子さんの健康状態につきましては、保護者の方も不安に感じていると思われまます。長期間にわたり健康診断を受診できていないことで、病気の早期発見、早期治療が行えず将来健康状態が悪くなるリスクもあります。そのため、受診勧奨は行っていますが、受診できていないお子さんについてもできる限り受診につながって

いくような取組は必要であると考えております。学校においても、保護者の方と連絡を取り合い、健康面での不安がある場合には医療機関での受診を勧めております。また、メンタルヘルスに関しては、保健センターから若年層への心の健康に対する支援として、夏休み期間に小中学生を対象に心の健康について理解を深めていただき、自分でも心のメンテナンスができるように、心のセルフケア動画のURLを記載したチラシをすぐーるで配信いたしました。さらに、中学生にはストレスから心を守るSOSの出し方というパンフレットを配布し、メールやSNSで相談ができる窓口の周知を行っております。これらの取組の中で、本人や家庭の課題解決に向けて支援が必要となる場合に、的確かつ適切に対応できるよう青少年相談室やこども家庭センター等、関係部署や専門機関との連携に努めてまいります。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 児童生徒への健康診断は単なる形式ではなく、1人1人の命と将来を守るための大切な機会です。子供たちが心身ともに健やかに成長できる社会を実現するため、さらなる充実を推進していただきたいと申し添え、次の質問に移らせていただきます。

災害時における避難所等へのキッズスペースの導入について質問いたします。昨今の災害は激甚化、頻発化しており、南海トラフ地震を初めとした大規模災害の発生も懸念されております。そのような中、災害発生時に避難所等で過ごす子供たちの環境や心身への影響が大きな課題であると考えております。ひとたび自然災害が起こると家庭や地域、コミュニティは甚大な被害を受け、子供たちは突如としてそれまでの日常を奪われてしまいます。発災後、地域で暮らす子供たちは激しい揺れや津波、水害など死が迫るような恐怖体験をしたり、余震や大雨が続き、警報音が鳴り響く中、水や電気などのライフラインが途絶え、食事や排泄、入浴などにも不自由を強いられ、倒壊した家屋や破壊された町並みを見ながら生活をしなければならぬかもしれません。また、普段は子供を支える大人たちも被災直後は対応に追われ、心身ともに疲弊し、子供の心の変化に十分に気づくことが難しくなるケースも想定されます。このように、避難生活が長期化すればするほどに子供の心身への影響が深刻になるのではないかと危惧しております。国際的には子供が避難先で安

全安心に過ごすために必要な要件を備えた空間としてチャイルドフレンドリースペースというものがあり、その重要性が広く認識されております。我が国においても内閣府が策定する避難所運営ガイドラインにおいて、女性、子供への配慮とし、キッズスペースの設置が推奨されております。既に全国の一部自治体では、子供の安全確保と心のケアのため避難所内にキッズスペースを設置するための取組が進められております。このようなスペースは、子供が安心して過ごすための場と時間を保障するものであり、発達に応じた遊びや活動、多様な人との交流の機会を提供する役割も担っております。そしてキッズスペースに関わる大人たちは、子供の異変や困り事に気づき、必要に応じ適切な支援につなげていくというような大切な役割も期待されております。こうした点を踏まえ、本町におきましても子供の視点に立った避難所環境の整備は非常に重要であると考えております。そこでお伺いいたします。災害時における避難所等への子供に配慮したキッズスペースの設置について、本町の地域防災計画や避難所運営マニュアルへの記述及び運用方針は、現在どのように定められているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。まず、内閣府が公表しております、避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針におきまして、子供の遊びや学習のためのスペースの確保など、生活環境の改善対策を講じることとされております。また、同じく内閣府の避難所運営等避難生活支援のためのガイドラインにおきまして、発災直後の段階から、これらのスペースの設置を検討することが示されております。このように早い段階から子供たちのためのスペースを確保することは、災害で心身にストレスを抱えた子供たちが安心して遊び、学び、日常を取り戻すために重要であり、また保護者の負担軽減にもつながってくることから、本町といたしましても発災後優先的に対応すべき事項であると認識いたしております。本町の地域防災計画におきましても、直接的な記載はないものの、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する方々への支援や避難所における良好な生活環境の確保について定めており、この計画の具体的な実施要領として、令和3年5月に藍住町避難所運営マニュアルを策定しているところでございます。このマニュアルの中で、本町で起こりうる想定される災害に対し、避難所運営にかか

る事前準備や、避難所での運営体系などにつきまして、基本的な在り方をお示ししております。この中で、発災翌日から6日までの間にと比較早い段階から親子で利用できる遊びのスペースを確保することとして、運用についての記載をしているところがございます。また、避難所運営においては、女性、子供の安心安全の確保を主な役割として被災者支援班を組織することとしております。この被災者支援班を含む避難所運営の活動班は、主に避難してきた住民や地域の自主防災組織などの地域団体が中心となり構成され運営することとなっております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●1番議員（栗島和義君） 再問いたします。避難所での生活環境は、子供の将来にとって大きな影響を与えます。ただいまの御答弁で、避難所運営マニュアルにおいて発災翌日から6日までにそのようなスペースを確保するというような記載があるということでしたけれども、実際の運用方針や体制については、まだ十分に整備されていないような、今、印象を受けました。キッズスペースは必要との認識はあっても、実際に発災時に設置運用できなければその意義が十分に発揮されることはありません。そのためには、平時からの備えとして明確な運営マニュアルの整備に加え、必要な物資や人材の確保、関係機関との連携体制の構築が不可欠であると考えております。つきましては、今後の災害に備え、避難所環境の整備においてキッズスペースの導入を本町として明確に方針化し、避難所運営マニュアルだけではなく、地域防災計画にもその具体的な位置づけを今後行うべきであると考えますがいかがでしょうか、御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事。

〔理事兼総務課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） はい。お答えいたします。現状の地域防災計画と避難所運営マニュアルにつきましては、それぞれ明確な記載という点、また詳細な手順等の明記という点においては十分とは考えておりません。この点につきましては、今後、地域防災計画や避難所運営マニュアルの改定時には、最新の国の避難所運営等避難所生活支援のためのガイドラインや県の避難所運営マニュアル策定指針を参照しながら実効性のあるものとなるよう改善をまいります。またキッズ

スペースにおける物資の確保につきましては、どのような資材をどの程度備蓄しておくかということについて、先進事例や近隣市町の状況などを参考にしながら適切に判断してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 先ほども申しましたが、近年では避難所において子供の遊び場、いわゆるキッズスペースが設置される事例が見られるようになってきております。そして、これらのスペースは、NPO法人などの民間支援団体が設置、運営を担うケースが増えてきております。過去の災害対応の実践においても、発災当日または2、3日のうちに発災地域以外に拠点を持つNPO等が自治体や教育委員会に直接働きかけ、避難所内に子供のための居場所づくりを進めた事例が多く確認されております。いざ災害が発生した際には、現場は大きな混乱に見舞われ行政職員や関係機関も目の前の対応に追われる中で、キッズスペースの設置までに時間がかかる。ゆえに、キッズスペースの設置が後回しになってしまったり、場合によっては設置運営そのものが困難になってしまう可能性も想定されるのではないのでしょうか。こうした状況を踏まえると、平時から災害時におけるキッズスペースの設置運営を確実にを行うための体制作りが求められると考えます。そこで本町において、災害発生時にキッズスペースを円滑に設置運営できるよう、民間の支援団体等との連携の可能性も含めた運用体制を構築すべきではないかと考えますがいかがでしょうか、御見解をお聞かせください。

○議長（米本義博君） 小川理事。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。まず、災害時における避難所運営、特に子供たちをはじめとする特別な配慮を必要とする方々への支援におきましては、行政の力だけでは限界があり専門的な知見やノウハウ、マンパワーを持つ民間団体との連携が極めて重要であると認識いたしております。その点、議員御提案のキッズスペースの設置運営における民間支援団体等との連携につきましては、子供たちの心のケアという専門的な観点、また、避難所運営の負担を軽減するという現実的な観点から非常に有効な手法と考えておるところでございます。さらに、キッズスペースに期待される効果を上げるための実効性の確保にもつながって

まいります。平時から子供たちと接し、その発達や心理について深い知見をお持ちであり、発災時には避難所におけるキッズスペースの円滑な運営や子供たちの心のケア、保護者からの相談対応など多岐にわたる御協力を頂けることが期待されます。本町におきましても今後こうした専門性を持つ民間団体、民間支援団体との災害時における支援協定の締結や日頃からの連携を進めることが課題であると考えております。これらを踏まえ、災害時における具体的な役割分担や情報共有方法などについて取り決めていくことで、子供たちやその保護者の方々が安心して過ごせる避難所環境の実現を目指してまいりたいと思います。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●1番議員（栗島和義君） 再問いたします。ただいま、民間団体との連携について非常に前向きな御答弁を頂きました。災害時における避難所等へのキッズスペースの設置運営を確実にを行うためには、発災時に即応できる体制を平時から整えておく必要があると考えております。そのためにも、平時より民間支援団体と連携し、実際の避難所を想定した防災訓練を行うことや定期的な協議の場を設けて、役割分担や連携体制を確認しておくことも非常に有意義であると考えますがいかがでしょうか、御見解をお伺いします。

○議長（米本義博君） 小川理事。

〔理事兼総務課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。大規模な災害発生時に社会福祉協議会が担う役割として、災害ボランティアセンターを開設し、被災地の支援ニーズの把握整理とともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れの調整やマッチング活動を行うこととなっています。地域福祉の担い手として災害時においてもボランティアコーディネートなど多岐にわたる役割を担っており、キッズスペースの運営に関するニーズを吸い上げ、支援団体につないでいただくことも期待されます。そのため、今後はキッズスペースを設営する訓練の実現へ向けて、まずは社会福祉協議会に協力を仰ぎながら、支援協力団体と情報を共有し、平時からお互いの顔が見える関係を構築して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

● 1 番議員（栗島和義君） 子供が今を生きる主体です。例え数日や数週間であっても、その間にも子供は成長し発達していきます。平時に限らず、災害時においても町の宝である子供たちを守り抜くためのあらゆる施策をしっかりと進めていただきたいと申し添え、次の質問に移ります。リチウム蓄電池をはじめとする小型式充電電池の回収についてお伺いいたします。近年、ごみ収集運搬車輛やごみ処理施設においてリチウム蓄電池及びそれを内蔵した製品に起因すると見られる火災事故が全国で多発しております。リチウム蓄電池は、私たちの生活に身近なモバイルバッテリー、加熱式たばこ、コードレス掃除機、スマートフォン、電動工具、電気カミソリ、電動歯ブラシ、ハンディファン、作業服用ファンなど様々な小型電子機器に幅広く使用されております。しかしながら、これらは取扱を誤ると発火や爆発の危険があるため適切な回収処分が極めて重要となります。ところが現状では、こうしたリチウム蓄電池を内蔵した製品がプラスチックごみなどと一緒に排出されるケースが後を絶たず、その結果、ごみ収集車輛内や処理施設での火災事故などが頻発しております。実際、全国におけるごみ処理関連の火災などの発生件数は、年々増加傾向にあり、令和 5 年度には前年の約 2 倍にあたる 8, 5 4 3 件を超える火災が発生。同電池が原因と見られる発火発電は 2 万 1, 7 5 1 件発生しており、火災により一部稼働停止に追い込まれたごみ処理施設もございます。これらは、リチウム蓄電池の不適切な廃棄が深刻な社会問題となっていることを示しており、環境省も全国の自治体に対し、家庭から排出されるリチウム蓄電池の適正な回収、処分体制の整備を要請しております。こうしたことから、本町におきましても、家庭から排出されるリチウム蓄電池をはじめとする小型充電式電池の適切な分別、回収体制の整備は急務であると考えます。そこで、まずお伺いいたします。本町におけるリチウム蓄電池をはじめとする小型充電式電池の回収は現在どのように行われているのでしょうか、お答えください。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） お答えいたします。リチウムイオン電池など小型充電式電池の回収につきましては、まず取扱のメーカーや販売店での回収を基本に御案内しております。西クリーンステーションにおいては、膨張していないリチウムイオン電池などの製品に限り直接持ち込んでいただき、粗大ごみとして有料で受

け入れをいたしております。

なお、資源有効利用促進法の改正により、2026年4月からモバイルバッテリー、携帯電話、加熱式たばこ機器の3品目については、製造業者や販売業者に引き取り、リサイクルが義務づけられる見通しです。これにより、全国的に効率的な回収と再資源化体制が整えられる見込みでございます。一方で、リチウム蓄電池などによる火災事故が全国的に増加している状況を踏まえ、環境省から自治体に対し適正処理に関する方針と対策が示されています。本町といたしましても、安全対策に十分留意するなど適切な回収に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●1番議員（栗島和義君） 再問いたします。ただいまの御答弁において、西クリーンステーションへ有料での粗大ごみとしての持ち込み、回収も実施しているとの御説明がありました。そこで、これまでに西クリーンステーションに持ち込まれたリチウム蓄電池をはじめとする小型充電式電池類について、その実際の回収量と今後の課題はどのような点にあると認識されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君起立〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） お答えします。リチウム蓄電池などが内蔵されている製品は、ほかの粗大ごみと同時に持ち込まれることが多く、正確な数量を把握できておりません。今後、リチウム蓄電池などの適切な回収方法の整備を進めるために、数量や内容を把握できるよう検討を進めてまいります。課題につきましては、特にモバイルバッテリーや加熱式たばこ機器、携帯型扇風機などリチウム蓄電池などが内蔵されていることが分かりにくい製品など、電池内蔵製品に関する町民の皆様への認識がまだ十分ではありません。これらは粗大ごみとなりますが、廃プラスチックや金属類に混入されてしまうケースが多く見られます。そして、その結果、ごみ収集車や処理施設において発火事故が発生している状況です。これらの問題につきまして、町民の皆様にも御理解を頂くことが急がれると考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●1番議員（栗島和義君） 再々問いたします。回収量、西クリーンセンターの回収量等は正確に掌握できていないとの御答弁でしたが、回収したリチウム蓄電池等の分別やその後の適切な管理体制も必要であると考えております。その上で、先ほどの御答弁の中で、西クリーンステーションでの回収については、膨張していないものに限るとの条件が付されておりました。しかし、実際には、使用済みのリチウム蓄電池が膨張してしまうケースも少なくなく家庭でそのような電池が生じた場合、町民の皆様におかれましては、適切な処分方法も分からず、持ち込む場所も見つからずに大変にお困りになるのではないのでしょうか。膨張したリチウム蓄電池につきましても、今後本町において適切に回収を行っていくお考えはないか、改めて御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君起立〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） お答えいたします。膨張している電池につきましては、発熱や発火の危険性が非常に高く、受け入れが難しい状況にあり、自主回収をしている製造メーカーや販売店を御案内している状況でございます。しかしながら、町民の皆様の利便性を考慮し、膨張している電池も回収できるよう体制の整備を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 家庭から排出されるリチウム蓄電池を内蔵した製品は、今後ますます増加していくものと考えられます。したがって、これらの製品のプラスチックごみ等への混入による火災事故を防ぐためにも、適切な回収に向けた対策が急務となっております。そのような状況の中で、他の自治体におきましてリチウム蓄電池が取り外せない製品に対応するため、公共施設等に小型家電回収ボックスを設置し拠点回収を行っている例も見受けられます。このように使用済みのリチウム蓄電池を内蔵した小型家電を適切に回収処分し、さらに粗大ごみとしてではなく、リサイクルを通じて再資源化を図ることは、循環型社会の形成に向けても大変有意義な取組であると考えます。本町におきましても、まずは公共施設の屋内に小型家電回収ボックスを設置するなど、今後さらなる拠点回収を進めていくべきで

はないでしょうか、御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） お答えいたします。リチウム蓄電池などが取り外せない製品につきましては、小型家電リサイクル法に基づき適正に処理することが必要であると認識しております。現在は、メーカーや販売店での回収を基本としておりますが、町民の皆様の利便性や回収率の向上を考慮し公共施設への小型家電回収ボックスの設置について今後検討を進めてまいります。しかしながら、リチウム蓄電池などは発火の危険性があるため、安全管理体制や保管方法などは対策に万全を期す必要がございます。また、本町は粗大ごみとして有料での回収としていることもあるなど、様々な調整が必要ですので慎重かつ丁寧に課題を整理してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） リチウム蓄電池をはじめとする小型充電式電池の回収に関する住民の皆様への周知について、お伺いいたします。環境省では、市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針として、次のように示しております。「「リチウム蓄電池」は、どのような製品に使用されているのか十分には周知されていない。」、ため、「使用されている製品の品目を具体的に示し」、「リチウム蓄電池使用製品等の不適切なごみ区分への混入を防ぐべく周知すること。」。また、「リチウム蓄電池の発火危険性を知らずに、誤って不適切なごみ区分に排出した場合、結果として、「火災事故の原因となり、自治体のごみ・資源物の収集、処分が停止する危険性がある」ため」、自治体は住民に対して積極的に注意喚起を行うことも明記されております。適切な分別、排出の実現には、住民の皆様1人1人の理解と協力が欠かせません。そのためには、普及啓発の取組が非常に重要であると考えます。そこで、本町としてリチウム蓄電池をはじめとする小型充電式電池による、発火の危険性について注意喚起や回収方法の周知などの普及啓発は、どのように取り組んでいるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） お答えいたします。リチウム蓄電池などは衝撃や高温、金属との接触によってショートし、発火する危険性があるため適切な処理が必要です。本町では、広報紙やホームページ、公式LINE、藍メールなどを通じて、使用されている製品の例や適切な回収方法を周知しているところでございます。今後も町民の皆様に対して、より分かりやすく身近なこととして感じていただけるよう、様々な媒体や機会を活用し、発火事故の未然防止に向けた注意喚起と情報発信の強化に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●1番議員（栗島和義君） 再問いたします。回収方法の周知や注意喚起などの普及啓発について、ホームページや広報紙、公式LINE、藍メールなどへの掲載を進めているとの御答弁でした。しかしながら、今後さらに住民の皆様の理解と御協力を得ていくためには、注意喚起や普及啓発を一度きりで終わらせるのではなく、様々な方法を通じて継続的に実施していくことが重要であると考えます。例えば、現在の取組に加え、各地のごみ集積所等への注意喚起看板の設置や、小中学校における環境教育を通じた啓発活動の充実なども有効な手段ではないかと考えます。こうした取組を含め、今後町としてどのような普及啓発の方策を講じていくかをお考えか、改めてお聞かせください。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君起立〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） お答えいたします。現在、町内の小学生が校外学習で西クリーンステーションを訪れ、ごみ行政について学んでおります。その際に、リチウム蓄電池などの有する危険性についても説明し、より理解を深めていただけるよう努めてまいります。またリチウム蓄電池などの適正な捨て方や火災防止に関する啓発資料を作成し、学校教育の様々な機会を活用して、児童生徒を通じて家庭への周知を図りたいと思います。また、啓発看板の設置など効果的で多様な方法も検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●1番議員（栗島和義君） 持続可能な循環型社会の実現に向け、リチウム蓄電池

をはじめとする小型充電式電池についても安全で効率的な回収体制を構築していただきたいと申し添え、私の一般質問を終わります。

○議長（米本義博君） 昼食のために休憩いたします。再開は、午後1時からとします。

午前11時46分休憩

午後1時再開

○議長（米本義博君） 次に、3番議員、元木春香君の一般質問を許可します。
元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 議長の許可を頂きましたので一般質問を始めます。

まずは、図書館2階、農業振興センターの臨時的自習室の実施状況と今後の取組についてです。これまで図書館2階の農業振興センターにおける自習室の設置について数回にわたり質問させていただきました。現在、図書館内に設けられている自習スペースは、中学生議会において生徒の皆さんから寄せられた要望や教育委員会の御理解により実現しております。当初は、学生の方を対象にしていた自習スペースですが、現在では一般の方々にも大きく利用を頂けるようになり、町における環境整備の一環として定着しつつあることを実感しております。また、生徒さん自ら課題を見出し、それを発信する機会を通してこうした取組につながっていることはとても意味があることだと感じております。図書館2階の農業振興センター会議室については、以前より自習スペースとしての併用を望む声があり、前回、試験的に設置された自習室の今後の活用についてお尋ねした際には、教育委員会から常設としての設置は予定せず当面は図書館の観覧席で対応していくとの御答弁を頂いております。一方で、学習支援をはじめとする環境整備については、町の方針のもとで実施し、課題解決のために必要であれば関係部局や外部機関とも連携して進めていきたいとの前向きなお考えも示していただきました。町の教育施策としても、図書館2階の自習スペースについては、試験的な取組を通して課題を整理し、子供たちの学びの意欲を後押しする方針が示されており、現在は教育委員会と共有しながら取組を進めていただいていると認識しております。その中で、今年8月には子供の居場所づくりの一環として、子供たちの学力向上を目的に、農業振興センターで2

回目の臨時自習室が開設されました。今回は、教育委員会のお声掛けにより地元高校生の皆さんがボランティアとして参加をし、自らの学習と両立しながら学習補助や見守りを担っていただきました。また、教育支援員の方々にも安全面や学習環境に細やかな御配慮を頂き大変心強く感じております。堤教育長や大地次長にも繰り返し足を運んでいただいたことも今回大きな支えとなったと思います。こうした取組を踏まえ、以下の点についてお伺いいたします。今回の設置期間、対象者、利用可能な曜日や時間帯、人数など実施状況について教えてください。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 自習室の実施状況についてお答えいたします。自習室は小学5年生、6年生及び中学生を対象に8月6日から22日までの水、木、金曜日の全9日間、午前9時30分から午後4時30分の間で実施をいたしました。延べ利用者数は49人、うち小学生は7人、中学生は42人でした。利用時間については、午前よりも午後のほうがやや多い状況でございました。また、今回初めての試みとして、高校生の自習補助ボランティアを募集したところ、延べ23人の参加がありました。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 利用された児童生徒さんの様子や高校生ボランティアの方、学習支援の方々から寄せられた意見や感想を含め、運営上の課題などがあれば教えてください。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 自習室の利用者等からの意見、感想、課題についてお答えをさせていただきます。堤教育長や私も時折、自習室の状況を見に行っておりましたがとても静かに自習をしていましたし、自習室の管理をお願いしておりました特別支援教育支援員の方からも、日によって利用者数に差があり環境が異なっても皆さん本当に集中して自習をしていたと聞いております。自習室利用者のアンケートで利用してみても感想では、「利用して良かった」という回答が89パーセント、また今後の利用希望では、「このような自習室があれば今後も利用したい」

という回答が94パーセントありました。自由意見の中では、「快適で集中して勉強ができた」、「できれば定期的に開放して欲しい」など、大変好評でありました。さらに、高校生の自習補助ボランティアのアンケートでは、「機会があればまたやりたい」という意見をほとんどの参加者からいただきました。今回の自習室開設では、特別な課題はなかったと思われませんが、アンケートの自由意見の中に、「机の間に仕切りが欲しい」、「自習室のポスターを配ったり貼ったりするともっと人が集まると思う」、「質問ができるといった自習室の魅力をアピールするといい」、といった助言的な意見がありました。これらを参考に場所の選定や管理方法を検討してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 今回の自習スペース設置について、周知や広報の在り方も今課題として挙げられているように感じました。具体的には、チラシの配布や図書館の入口付近へのポスターの掲示なども含め、藍住町の今後の方針を教えてください。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 自習室設置の今後の方針についてお答えをいたします。図書館の自習スペースの利用が定着しており、また、学習支援の場の提供としての臨時的な自習室設置につきましても、効果のある取組と考えております。場所や開設日数、また、広報やLINE等の周知方法について、関係機関の協力を得ながら夏休み等の長期休業日の開設を検討してまいります。また、令和10年完成予定の（仮称）世代間交流施設に設けられるオープンスペースにおいて、読書や自習など学習支援の場として有効な利用が図られるよう検討してまいります。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） ありがとうございます。やっていく中で課題はあるかと思いますが、図書館1階の自習スペースと同じように、たくさんの方に利用していただけたらいいなと思います。次に、低学年の児童を含む学習機会を支えるまち

づくりについてです。前回の質問でも触れさせていただきました。国のまとめでは、生まれ育った家庭環境や様々な事情から成長に必要な生活環境や教育の機会が十分に確保されていない子供たちがいるとされています。子供の貧困は、経済的な困窮にとどまらず、特に学習面や生活面などの多方面にわたり、その後の人生に深く影響されると指摘されています。前回、藍住町における学校教育向上のため特に力を入れるべき点として基礎、基本学習の充実が挙げられました。また、今月5日に県庁で開かれた子供の貧困の解消に向けた会合では、都内の民間団体が全国の非課税世帯を対象に行った四国地区の結果が報告されました。その中で、63.7パーセントの保護者が塾や習い事を諦めたと回答しており、最も多い結果となりました。国の方針でも全ての子供が家庭の事情に左右されずに、学習の機会を継続的に確保できる体制を地域全体で支えることが重要とされています。特に、小学校低学年から基礎、基本学習を充実させ、学びへの抵抗感を和らげることが将来へつながる根本的な支援につながると考えています。教育委員会から前回、学習支援の場の提供について施設の有効活用の観点から学習支援に限らず、多様な活用方法を検討し現場のニーズを把握した上で町の方針を定め、関係部局と連携して進めていきたいとお考えを示していただきました。そこで、本町としての方針を進めていく中で、教育委員会が考えておられる協働して連携できる関係部局とは、具体的にどちらを想定されているかを教えてください。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君登壇〕

◎教育長（堤広幸君） ただいまの、小学校低学年から基礎、基本学習の充実を含め教育委員会としてどのような方々との協働を想定しているのかという御質問にお答えいたします。小学校低学年においては、授業における聞き方や話し方、ノートの取り方など基本的な学習の習慣を身につけるといことが学びのベースとしてとても大切であるというふうに考えております。こうしたことについては、これまでそれぞれの学校で、それぞれの学級担任が指導してまいりましたけれども、その指標となるものがございませんでした。そこで、現在、藍住町学校教育研究会の学力向上部会と協働して藍住町版としての学びの手引きを作成しているところです。学びのモデルを示し運用することで、町内のどの小学校でも、どの学級でも、一定水準の学び方が身につけられるというふうに考えております。また、手引きは子供た

ちが学習に向き合うべき姿勢が保護者の方にも分かるような内容になっております。来年度には家庭学習のしおりや新しく導入するタブレットの使い方についても、手引きを作成する予定です。これらを活用し、基本的な学習の仕方を身につけるとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体化を進めていくことで、将来自習室や自習スペースの活用につながるなど学習意欲の増進を期待しております。

なお、今回の自習室開設にあたり、自習補助として高校生のボランティアの皆さんが積極的に参加していただけたこともあり、今後も徳島北高等学校様などと連携をしての学生ボランティアや、また、一般ボランティア等への拡大も含め、学習機会の支援に関する効果的な協働について検討してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 前向きな御答弁をありがとうございます。次に、本町でも教員不足が深刻化する中、先ほどの自習室においても学習支援の充実を御検討いただきました。今後、低学年の児童含めた不足している学習機会や支援について教育支援員の方々など意見交換を通し、どのように進めていかれるのかを教えてください。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君登壇〕

◎教育長（堤広幸君） ただいま、地域協働による学習機会や支援についてどう進めるかという御質問にお答えさせていただきます。教員不足につきましては、全国と同様、本県においても非常に深刻な問題がありまして、本町においても教職員の配置が十分にされていないという現状がございます。本町では、これまでにも県教育委員会に対し適切な配置を強く要望するとともに、教員不足を解消する施策の実施を強く要望しているところでもあります。今後も要望してまいりたいと考えております。以前には、少人数指導加配や児童生徒指導加配といった人員が県から配置されておりました。低学年では、それを活用して複数の教員の授業指導を行うティームティーチング、高学年においては習熟度別指導など充実した授業が行えておりました。しかし、教員不足の影響を受け、そうした加配措置も次々とカットされているという状況がございます。これについても、県教育委員会には引き続き強く改

善を要望してまいりたいと思っています。一方、町としましては、学校現場からの要望でもある特別支援教育支援員や町費助教諭を適切に配置することにより、児童の指導の充実等、教育環境の整備を図ってまいりたいというふうに考えております。また、低学年を対象とした自習室というふうな要望も一部ございましたけれども、低学年に関しては単発的な学習支援というよりも、加配や支援員などの充実により、日常的に児童と関わる授業の中で早い時期にサポートができるような体制づくりの検討を優先したいというふうに考えております。また、地域学校協働活動の取組を推進することにより、学校と地域の連携を深め多様な人材の活用を図りたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） はい、ありがとうございます。現状に沿って、町としての安心できる取組だと受け止めております。こちらもまたやっていく中で課題が出てくるかと思いますが、その都度また相談させてください。次に、産後ケア事業の現状と利用促進に向けた取組についてです。産後ケア事業は、平成26年度から国の子ども・子育て支援新制度のモデル事業として始まり、母子の健康や育児環境を支える重要な取組として位置づけられています。背景には、核家族化の進行や地域のつながりの弱まりにより、出産後母親が十分なサポートを受けにくい状況が拡大していることがあります。こうした中で、妊娠から出産育児に至るまで一貫して支える切れ目のない支援体制の構築が国全体で課題となっており、特に出産後の母親への心身のケアや育児不安の解消、孤立防止のための地域との支える仕組みが求められています。藍住町には若い世代や子育て世帯の方が多く暮らしていることから、産後ケア事業の充実は今後ますます重要な施策の1つとなります。この事業は出産後1年以内の母子を対象に母親の心身のケアや育児サポートを行い、安心して子育てができる環境の整備を目的としています。特に新生児期には、夜泣きや授乳、育児不安などが重なり、母親の心身の負担が増加しやすいことから適切な支援を受けることで不安の軽減や医療、福祉とのつながりが生まれ、相談や支援を受けやすい環境づくりにつながります。国の報告では、産後うつや虐待による死亡リスクは、生後数日から6か月未満に集中しており、この時期への早期支援が極めて重要であることが示されています。また、産後ケアを実施している医療機関では、利用者を

対象としたアンケート調査が行われていました。当事者の声を今後の制度改善に生かしていただきたいという思いからまとめられたものであり、いくつかの質問と照らし合わせながら、本町の具体的な取組についてお伺いします。まず、産後ケア利用券の交付時期と制度運営の在り方についてです。県内多くの自治体では、産後ケア事業の利用券を妊娠中から交付可能とし、妊娠期から切れ目のない支援体制を整えています。一方で、本町では交付は産後からに限られており、妊娠中の支援としてはやや不足している印象を受けました。また、利用の度に町の許可が必要であることも当事者にとっての利用のしづらさにつながっている様子がアンケート調査からも見受けられました。国のガイドラインでは、妊娠初期から出産後4か月頃までの切れ目のない支援の重要性が示されており、今年4月からは制度の枠組みも大きく見直されています。特に、母子健康手帳交付時など妊娠初期からの支援体制の整備が市町村に求められております。今後は、妊娠中からの利用券を交付できる仕組みや申請手続きの簡素化といった視点から、交付時期や制度運用の在り方について御検討いただけないかと思っております。本町のお考えをお聞かせください。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 産後ケア事業は、分娩施設退院後から一定期間、病院や診療所、助産施設、こども家庭センター、保健センターなどの自治体が設置する場所、対象者の居宅において母子とその家族が健やかな育児のできるよう市町村が実施主体となって支援することを目的に制度化されたもので、本町では令和2年4月から事業を開始しております。町の産後ケア事業が、妊娠中の支援体制として不足をしているとの印象を受け、今後の制度運用についての考えをとの御質問でございましたが、本町が実施する妊娠期から子育て期にわたるまでの支援体制を御説明した上で今後の運営などについてお答えをさせていただきます。現在、妊産婦の心身のケアや育児サポート、乳児の健やかな成長と健全な発達の支援は、こども家庭センターが担っております。まず、妊娠11週までに母子健康手帳と妊婦健診用紙を交付するための妊娠届の受付業務で対象者との最初の関わりが始まり、保健師や助産師が本人、家族と面談し、冊子、赤ちゃんのための説明書をお渡しして、妊娠期から産後までの各種制度を周知するとともに、個々に沿ったセルフプランを立てております。次に、産前産後のサポートを行う事業としまして、育児レッスンや妊

娠34週頃の電話、訪問、アンケート調査を実施しております。保健師や助産師による赤ちゃんの抱っこの仕方やあやし方、沐浴や衣類の着せ替え、おむつ交換などの育児体験の機会を個別、集団により提供し、電話による不安や心配事への相談支援なども行います。出産後には、出生後4か月までに家庭を訪問する、こんにちは赤ちゃん訪問で母子の状況確認とともに、子育てガイドを活用した3歳児健診までの各種制度の説明や必要に応じた制度の利用を促しており、その場で産後ケア事業の利用受付をする場合もございます。また、家庭や地域で感じる孤立感の解消を目的に出生時期が同じお子様のいる産婦が参加のできる育児サロンを月2回開催し、保健師や助産師を囲んだ少人数での交流の場を設けるなどの事業も実施しております。ここまで御説明をさせていただいたものは、国の要綱やガイドラインに沿った事業のみとはなりますが、妊娠期から、継続的な支援提供は切れ目なく行っており、それぞれ適切な時期に実施していることを御理解いただきたいことから、改めて御説明をいたしました。次に、出産前の産後ケア事業利用券の交付についてでございます。この事業の対象は、出産後1年以内の母子であって、産後ケアを必要とするものとされていることから、今のところ産後の必要な時期に利用券を交付する方法を変更する予定はございません。最後に、申請手続きの簡素化についてお答えいたします。産後ケア事業の申請受付は、最初の1回目は窓口での受付、2回目以降は電話での受付も可能としております。受付時の関わりは、支援を必要とする母子の状況を知り、適切な支援を提供する相談支援の1つでございます。支援の必要性の高さによっては、事業を委託する医療機関や助産院との連携が必要となるだけでなく、こども家庭センターが事業対象期間後も継続的に支援を行うための重要なツールともなります。先ほども申し上げましたが、こんにちは赤ちゃん訪問時の申請受付や緊急利用となるケースへの対応も整えておりますので、現在の方法を基本に今後も実施してまいりたいと考えます。今年4月からは、国の新たな施策として支援連携の確保を目的に妊婦とその配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談などを行う妊婦等包括支援事業が創設され、本町でも開始をいたしました。町としては、これからも妊産婦やその家族へ寄り添った支援に取り組み、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

● 3 番議員（元木春香君） 今、御丁寧に答弁いただきました。お話の中で、本町としては妊娠期から直接お母さんと面談を重ねて支援につなげていることと、その上で利用券を含めて出産後対象としている事業として認識いたしました。答弁の中であった子育てガイドなんですけれども、私も拝見させていただきましたが、妊娠期から保育園、学童、病児保育などすごく丁寧にまとめられておりました。

次に、産後ケア事業における利用しやすい制度設計についてです。先ほどの答弁と複重するかもしれませんが、質問いたします。支援を必要とする母子にとって費用の負担の大きさは制度が整っていても利用への大きなハードルとなり、制度本来の目的である支援の促進が十分に果たされていないのではないかと懸念されます。今回のアンケート調査においてもそのような声が複数寄せられており、一部を御紹介いたします。資料の配信をお願いいたします。例えば 4 枚目で藍住町で産後ケアを利用された方からは、家族以外の大人と話ができてとてもリフレッシュできました。ただ、藍住町は費用が高く、何度も利用したいと思ってもできないと感じました。徳島市のようにクーポンがあれば、もっと予約しやすいと思います。また、6 枚目の町外の方からは、1 日の過ごし方や母乳のことなどの話を聞いてもらうだけで安心できました。気分転換にもなりました。クーポンがあったので、ためらうことなく利用できました。17 枚目の別の方からは、少ない自己負担で産後ケアを受けられて本当に助かりました。移住地に関係なく、より多くの人ができるようになればよいと思います。最後に、18 枚目のインターネットの口コミの抜粋部分になります。赤ちゃんを安心して預けることができました。自治体によって料金が異なるようですが、こんなすばらしい制度がもっと広がって欲しいです。生後 4 か月以降は使えませんが、一番辛い時期に助けてもらえて本当に感謝しています。といった御意見が寄せられました。これから子育てしていく御家庭が安心して制度を利用できるように費用負担の軽減や、これは先ほど答弁で理解しましたけれども、クーポン制度の導入について本町としてどのようにお考えなのか、教えてください。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 本町の産後ケア事業利用料は、この事業が、地域子ども・子育て支援事業と位置づけられたことを踏まえ、乳幼児医療の基準となる就学前児童保険診療自己負担と同じ 2 割としていますが、国の制度による減免措置を講

じており、利用者には減免後の金額をお支払いいただいております。利用者負担額を申し上げますと、ショートステイ型の利用で委託料1泊5万円に対し、本人負担は課税世帯で7,500円、非課税世帯は5,000円。委託料が1万5,000円から3万7,000円までの4箇所のデイサービス型事業所では、課税世帯が500円から4,900円、非課税世帯では0円から2,400円。委託料が7,100円から1万1,000円までのアウトリーチ型では、全世帯自己負担額は0円としており、それぞれ食事代を含めた金額でございます。他の自治体に利用料の決定理由を確認しましたところ、利用促進を期待するものだけではなく、産後ケア事業、産後ケア実施事業所が近隣にないことから、長距離移動の交通費を踏まえたものであったり、少子化対策の一環としたもの、先進自治体になったものなど様々で、各自治体の実情に応じた設定がされているものと思われまます。子育てクーポン制度の導入による負担軽減を図ってはとのことですが、他の自治体で利用可としている徳島在宅育児応援クーポンの利用は、本町でも実施をしていたものでございます。配布対象が令和5年3月末までの出生児であることから、現在は御利用いただけませんが、今年度からは町内のデイサービス型委託事業所で藍住商品券が利用できるようになりました。また、妊娠時と出産後に経済的支援として現金が支給される妊婦のための支給給付金は、子供を産み育てる環境を整備するための国の施策ですので、制度利用につながる支援が図られているものと受けとめております。町といたしましては、事業を継続的に実施していくことが重要だと考えます。利用者負担につきましては、今後も国や県の施策に基づいた減免措置を講じ適切な運用に努めてまいります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木晴香君） 次に、オンライン申請などの今後の取組についてです。現在、本町における産後ケア事業の申請は紙による手続きが中心であり、出産後の心身とともに、大変な時期にある母親にとっては、外出や窓口での申請手続きが大きな負担となっています。一方、他の自治体ではクーポン制度の導入を含め、オンラインやLINEによる申請、また利用者本人と医療機関が直接やりとりできる仕組みを組み合わせることで、負担軽減と利用のしやすさを高める工夫が行われています。また、本町においても、桜づつみ公園のバーベキュー施設や文化ホールなど

の公共施設の予約、徳島県電子自治体共同システムを活用した災害用持ち出し袋の申し込みなど、一部の事業では既にオンラインの申請が導入され、その利便性が一定程度確保されています。産後ケア事業は外出や手続きが難しい一番大変な時期の母子を対象とすることから、オンラインでの予約が可能になれば大きな負担軽減につながり、制度の活用促進にも結びつくと考えますが、オンライン申請の導入を含め本町のお考えを教えてください。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 先ほども答弁をいたしました。申請受付時の関わりは支援を必要とする母子の状況を知り、適切な支援を提供する相談支援の1つと捉えております。負担軽減の観点からは、申請手続きを配偶者や御家族でも可能としておりますので、これまでの方法を継続してまいりたいと考えますが、議員からの御提案は様々な視点の1つとして参考にさせていただきます。また今後、県域で統一した申請方法が導入されるなど、利用者に有益となるシステムが構築されましたら町といたしましても活用する方向で検討してまいります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 次に、産後ケア事業の周知方法と今後の情報発信についてです。民間の調査によれば、産後に悩みやトラブルを感じた保護者は、9割を超えており産後ケア事業のニーズの高さがうかがえます。一方で、実際の利用者は3割程度にとどまり、その理由として利用の仕方が分からなかったが最も多く、次に費用の高さや手続きの複雑さが挙げられております。自治体による案内や情報提供にはばらつきがあり、例えば、埼玉県においては、制度の案内を受けたと回答した人は半数未満にとどまっております。こうした状況を踏まえ、妊娠期から分かりやすく正確な情報を届けることが、制度の利用に直結し、さらに専門職が妊娠期から関わることで出産後の信頼関係のもとで安心して支援が受けられることが期待されております。そういった中で、母子手帳の交付時での周知に加え、公式LINEや独自のSNSなど、住民の方に身近な情報発信ツールをより活用し、制度の利用率の向上につなげていただきたいと思います。今後の産後ケア事業の情報発信についてどのように進めていかれるのかを教えてください。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 産後ケア事業につきましては、妊娠届提出時、産前産後サポート事業利用勧奨時、こんにちは赤ちゃん訪問時など、少なくとも妊娠期から出産後にかけて計4回、個別周知や案内をしており町ホームページでも事業内容を詳細に掲載しております。今後も制度の認知度を高め適切に御利用いただけるよう、身近な情報発信ツールを活用するなどの周知に努めてまいります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 次に、ファミリー・サポート事業の利用促進と依頼会員の負担軽減についてです。本制度では、主に乳幼児から小学生までの子供を対象に支援を受けたい依頼者と支援をしたい提供者が会員となり、送迎や一時預かり、産前産後のサポートなど、子育ての様々な場面を地域の中で支え合うことができる仕組みで保護者にとっては子育てを続けていく上で大切な受け皿の1つとなります。令和4年度に実施された全国ファミリー・サポート・センター活動実態調査によると、人員構成は依頼会員77パーセントに対し、提供会員18.3パーセントとなっており、支援側である提供会員の不足が顕著に見られました。また、提供会員の75パーセントが50代から70代と高齢化が進む一方で、依頼会員は主に30代から40代の働く世代が中心です。そのため、年齢構成の偏りから安全面への不安や責任の重さ、報酬水準への不満などが課題となり需給のバランスが崩れている状況がみられます。そこで、本町の利用状況についてお伺いします。本町が加入している板野東部ファミリーサポートでは、平日の利用料は1時間700円、土日祝日は800円と全国平均並みに設定されております。さらに令和6年度からは、町独自に提供会員への報酬を上乗せし、平日950円と休日1,050円と県内でも高い水準が示されており、提供会員の確保に向けた積極的な姿勢が見られました。一方で、依頼会員の利用料については、近隣自治体を含め、県の全体と比べるとやや高めの印象がうかがえます。本町の現時点での利用状況について教えてください。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの御質問に答弁をいたします。まず、直近2年の会員数についてお答えいたします。令和5年度末、依頼会員が714名、提供会員は267名、両方会員が63名。利用件数は1,120件。令和6年度末は依頼会員が716名、提供会員が289名、両方会員は61名。利用件数は1,111件でございます。板野郡5町で設置する板野東部ファミリー・サポート・センターは、支援を依頼したい人と子育てを支援したい人の相互援助事業を実施しておりますが、支援をしたい提供会員数が依頼会員数の4割程度であり、必要な支援を提供できないことが課題でございます。これまでも折に触れて、依頼があったがお断りしたという話をセンター職員から聞いており、町といたしましては需要と供給のバランスをとる方策が必要だと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 次に、板野郡5町における利用割合についてお伺いします。本町では移住世帯も多く、身近に頼れる親族など、支援者が近くにいない御家庭も少なくありません。本町の平均年齢や子供の割合からしても、藍住町における制度の利用は比較的高くなる傾向にあるのではないかと思います。板野郡内の4町と比較した場合、本町の依頼会員に対する利用件数の割合はどの程度になっているのかを教えてください。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） 事業の利用割合についてお答えいたします。令和5年度に登録のあった本町依頼会員714名のうち、実際に支援を利用した方は171名となっており、その割合は24パーセント程度。令和6年度につきましては、依頼会員716名のうち、利用者は126名ですので、利用割合は18パーセント程度でございます。また、郡内利用総数に対する本町の利用割合についてでございますが、5年度の郡内利用総数が2,109件ですので、割合は全体の53.1パーセント、令和6年度では、郡内利用総数が2,114件ですので、割合は52.5パーセントとなっております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

● 3 番議員（元木春香君） 次に、依頼会員の負担軽減に向けた考え方についてです。冒頭でもお伝えしました、本町が加入する板野東部ファミリーサポートでは全国平均の利用料が設定されておりますが、藍住町独自の補助によって提供会員の報酬は県内でも高く、課題に対応した取組が見られました。一方で、徳島市などでは、依頼会員の利用料を引き下げる動きがあり、県内でも使いやすさと参加意欲向上を両立させる取組が進められ、先日の徳島新聞の記事でも料金引き下げの効果により利用件数が前年度の2倍を超える傾向が報じられました。制度の在り方は、国においても改善が求められておりますが、現時点では各自治体の工夫や制度設計が重要であり、それぞれの地域に応じた取組が必要となります。第2期藍住町総合戦略によれば、本町の人口は2030年をピークに減少が見込まれるものの、他の自治体に比べると緩やかであり、行政サービスや移住促進の取組により人口の自然増、社会増の成果も現れております。こうした中で、働く世代を支える受け皿を確保し継続的なまちづくりを進める上でファミリーサポート制度の充実が欠かせません。板野郡内利用状況を見てもやや高い傾向であったことや費用面での工夫が求められるかもしれませんが、制度促進の観点からも依頼会員の負担軽減策について御検討いただきたいと思います。藍住町の現時点でのお考えを教えてください。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ファミリー・サポート・センター利用時の自己負担額を自治体が軽減する取組は、海陽町が少子化対策と利用促進を目的に始めたワンコイン事業が県内最初であったと承知をしております。この施策にならった利用料の引き下げについては、令和5年度に本町が事業委託をする公益財団、徳島県勤労者福祉ネットワークから提供会員報酬を徳島県の最低賃金まで引き上げることとともに依頼があり、このことにつきましては郡内5町で協議を行った経緯がございます。板野東部ファミリー・サポート・センターの課題は、支援を依頼しても提供会員の不足で預かってもらえないことであり、多くの子育て世帯が希望する必要なときに支援が提供される施策の充実であるとの認識のもと、令和6年4月に提供会員への補助事業を開始いたしました。ファミリー・サポート・センターは、依頼会員と提供会員の相互援助で成り立つ事業でございます。問題解決に向けた現在の施策に一定の効果があらわれましたら、利用料負担の軽減につきましても再度検討するべき

課題の1つとして取り上げてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 現時点では負担軽減については難しいとのことでしたが、今後の状況に応じて藍住町の取組として御検討いただけることを期待しております。これで私の一般質問を終わります。

○議長（米本義博君） ここで小休します。再開は2時5分からといたします。

午後1時56分小休

午後2時5分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き会議を再開します。

次に、11番議員、林茂君の一般質問を許可します。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問通告書にしたがって質問をいたします。理事者の方は明確な答弁をお願いをいたします。

質問は、地球温暖化から地球を守ることです。このことで、町民の命や暮らしを守ることにつながるわけです。この地球温暖化の問題につきましては、昨年の12月議会でも一般質問を行いました。さらに答弁が前進することを願っています。国連のグテーレス事務総長が言っています。地球温暖化の時代は終わった。地球沸騰化の時代が来た。もはや空気は呼吸するのに適していない。暑さは耐えがたい。産業革命の時から気温を1.5度の上昇まで抑えるという目標がある。そのためには、国連は2035年までにこの温暖化ガス、温室効果ガス、これを2019年比で60パーセント削減をするという目標があるとこのように発言をしているわけです。この点では、今の日本の状況を見ますと、原発と火力の発電、この依存から大きく自然再生可能なエネルギーに切り替える。このことが地球温暖化を防止をする対策の大きな要であるのではないかとこのように考えています。そこで最近の状況です。日本での地球温暖化の影響、これは猛暑日が続いているということです。猛暑日という規定では最高気温が35度以上、この日をいうわけです。命に危険を伴う気温でございます。2024年には1万箇所を超えました。そして、2023年、2024年、2025年、この夏はいずれも観測史上最も暑い夏となり3年連続で記録

を更新をしました。この中で線状降水帯の発生で大きな被害が出ています。2014年広島の高雨災害、線状降水帯による集中豪雨によって同時多数の土砂災害が発生をし、77人もの犠牲者を出したわけでごさいます。さらに線状降水帯は、2018年の7月の西日本の豪雨、さらには2020年の7月の熊本県の豪雨。この熊本県の豪雨では人的被害は、死者は65人、行方不明者は2人、重軽症者は51人にのぼっています。住宅被害は、なんと7,300棟を超えるとともに、国道の219号、JRの九州肥薩線など県民の生活に不可欠な道路や鉄道といったインフラ施設、商工業、観光業、農林水産業などにも甚大な被害が生じたわけです。茨城県の鬼怒川が溢れた15年の9月の豪雨など梅雨以外にも各地で起きているわけです。これは地球温暖化と都市化によるヒートアイランド現象が最大の大きな問題でごさいます。この点では、やはり日本は各国の取組から学ぶことが必要です。その中で、ひとつイギリスだけ紹介をいたします。イギリスは2024年9月までに石炭火力発電からの完全撤退を表明しており、2040年までにはガソリン車及びディーゼル車の新車販売停止も決定をいたしました。さらに洋上風力発電の有効利用なども着々と進めています。イギリスでは、直近の30年間で温室効果ガスを42パーセント削減している一方、GDPを67パーセント伸ばしており環境配慮と経済成長の両立に大きな可能性を示しているわけでごさいます。そこで、気温上昇で表面化する8つのリスクが今、大きな問題になっています。これは世界中の科学者が協力をするIPCCの第5次の評価報告書です。このまま気温が上昇を続けた場合のリスクを大きく次のように示しています。1つは、高潮や沿岸部の洪水、海面上昇による健康障害や生計崩壊のリスク。2つ目は、大都市部への内水氾濫による人々の健康障害や生計崩壊のリスク。3つ目は、極端な気象現象によるインフラ機能停止。4つ目は、熱波による死亡や疾病。5つ目は、気温上昇や干ばつによる食料不足や食料安全保障の問題。6つ目は、水資源不足と農業生産減少。7つ目は、陸域や淡水の生態系、生物多様性がもたらす様々なサービスの損失です。8番目は同じく海域の生態系、生物多様性の影響、これらが挙げられているわけです。そしてこれらのリスクは、温度の上昇の度合いによってさらなる様々な影響を引き起こす可能性があるという指摘をされております。気温40度を超える日数が複数地域で観測され、平年より海面水温が高い状態であることから、ニューノーマル、新しい日常の時代に移行したとこのように言われています。日本を襲来する台風は日本近海で勢力が

増したり、進路が定まらず、動きが遅いため長時間停滞をし、記録的な大雨をもたらしたりするなど、従来とは異なる特徴が見られるようになりました。この背景には地球温暖化との関連性が指摘をされています。温暖化が進むと台風は凶暴化するだろう、このように指摘をしています。これは東京大学の気象海洋研究所の佐藤正樹教授でございます。この点では、地球温暖化をストップさせる。こういう取組がますます待ったなしの状況だというふうに考えています。そこで私は地球温暖化から住民の皆さんの暮らしを守る。この点で、自治体の役割が強く求められていると思います。だが、藍住町では私たち議員が議会で要望するとすぐに財源が無いと言われてきました。32億円の莫大な税金を使う施設づくりでなく、住民の命に関わる事業を最優先をしてください。自治体の役割は住民の命と暮らしを守るという、大きな今、役割が求められているわけです。まず町民が納めた税金の使い方です。公共下水事業の赤字補填には、一般会計から毎年2億3,000万円を支出しています。令和7年度は一般会計からの支出は、2億5,000万円に増額をしています。私は一般会計からの繰入れをするなどとは言いません。住民の命を守る施策にもお金を使ってください。このように思います。そして私は、藍住町の行政として、次の8項目、実施を強く要望したいというふうに考えています。この町の施策として実施できないかを1つずつお伺いします。答弁をお願いします。1つは、文化ホールは災害避難場所であり、太陽光発電が設置をされていません。この点で太陽光発電を設置をすること。このことにつきはしては、文化ホールの建設の計画当初から小川議員たちとともに設置をするように提案をしまりました。この点で、ぜひ文化ホールに太陽光発電を設置をして欲しいというふうに思います。答弁を求めます。

○議長（米本義博君） 重見社会教育課長。

〔社会教育課長 重見高博君登壇〕

◎社会教育課長（重見高博君） それでは答弁申し上げます。総合文化ホールには、災害時の電力確保策として、出力150キロボルトアンペアの自家発電機を既に備えております。この発電機は燃料が満タンであれば、停電時でも約5日間の連続稼働が可能となっております。議員御提案の太陽光発電システムはクリーンエネルギーとして有用である一方、いくつかの課題もございます。1つ目に、天候に左右される不安定な発電という面です。太陽光発電は雨天や夜間には発電ができないため、電力供給が不安定になります。災害時には台風や大雨など、悪天候が予想されるこ

とが多く、電力源として安定性に欠ける点が懸念されます。2つ目に、初期導入コストの大きさです。太陽光発電システム導入には高額な初期費用がかかります。より費用対効果の高い災害対策を優先すべきと考えております。3つ目に維持管理のコストと手間です。導入後も定期的なメンテナンスやパネル清掃など維持管理にコストと手間がかかります。また、現在設置されている太陽光発電パネルにつきましては、大量廃棄の問題がこれから社会的な問題になるとも指摘されております。これらの課題を考慮いたしますと、安定した電力供給が可能な自家発電機を保有する現状において、太陽光発電システムの追加導入は適切でないと判断いたしました。

なお、総合文化ホール建設時に、そのほかのクリーンエネルギー、例えば地中熱を利用した設備などについても検討していますが、太陽光発電システムと同様に、イニシャルコスト、ランニングコストとも投資効果が見込めず、現在の設備が最適であるとの結論に至っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 再問。今の答弁、3点いただきました。いくつか問題点としては、環境省の方針は公共施設には太陽光発電、蓄電池を備える。これは環境省の最大の方針です。この方針に沿って各自治体は取組んでいるということを再度承知をしてください。それからもう1つ財政問題が今出ました。それで、この問題では議会でも私、質問の中でこういうことを言いました。お金がなくても財源がなくっても屋根貸し、屋根を業者に貸して、太陽光発電、そして蓄電池を設置をしてもらう。そういう屋根貸しがあるんです。この点では、既に、いくつかの自治体が活用しています。隣の鳴門市がいち早くこれを実施をしました。ですから財政問題では、そんなに大きなネックにはならないのではないかとということです。先ほど詳しく設置できない理由が述べられました。今までこのような答弁がされませんでしたね。太陽光発電の。そういう点では、やはり議論をする場として詳しい、やはり説明を今後、求めたいというふうに思います。屋根貸しのことについて答弁を求めます。

○議長（米本義博君） 齊藤副町長。

〔副町長 齊藤秀樹君起立〕

◎副町長（齊藤秀樹君） ただいまの再問にお答えをいたします。答弁といたしましては、先ほど社会教育課長から申し上げたとおりでございますが、おっしゃるような提案については、これから検討の1つに課題、加えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、2点目に質問です。新町民体育館の太陽光発電を設置をして欲しいと、ここは設置をしています。ですけど事務所用なんです。非常に小さい、こういうことで、やはり災害避難場所及び教育上にふさわしい、そういう施設に作り替えていくと、この点でも今、そういう設置をする最大のチャンスじゃないかと、このように思います。この点で答弁をお願いします。

○議長（米本義博君） 重見社会教育課長。

〔社会教育課長 重見高博君登壇〕

◎社会教育課長（重見高博君） 町民体育館への太陽光発電システムの設置につきましてお答えいたします。町民体育館は、事務所用として太陽光発電システムを導入しておりますが、避難場所や競技場全体の電力を賄うものではありません。避難場所として機能するためには、より安定した電力供給の確保及び設備投資に係る費用対効果を十分に考慮した上で判断する必要があります。避難場所及び競技場を対象とする太陽光発電システムの設置につきましては、これまでも導入の可否を検討しております。その際のデータに基づき、いくつかの課題があることを御説明させていただきます。まず、巨額な投資、初期投資です。概算工事費として約1億円の費用が見込まれ、非常に大きな負担となっております。そして、投資回収に要する期間の長さです。年間の電気料金削減額は、最大限に見積もって約200万円と試算されております。単純計算でも初期投資の回収には50年という非常に長い年月を要します。一般的な太陽光発電パネルの耐用年数は20年から25年とされていることや体育館の将来的な改修、設備の更新を考慮すると、費用対効果の面で現実的ではないと判断いたしました。これらのことから、現状では多額の費用をかけて太陽光発電システムを追加導入することは、財政上、また、効率的な災害対策の観点から適切ではないと考えており新たな設置は考えておりません。

なお、現在町民体育館に設置している非常用発電機は約3日間の電力供給が可能

であり、避難場所用としての機能は確保されていると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 再問します。今、答弁がありました。費用対効果の初期投資の問題で約1億円かかると、こういうふうな試算がされたわけです。これは何社か業者に見積もりとかそういうなんをしてもらったんですかね。

○議長（米本義博君） 重見教育課長。

〔社会教育課長 重見高博君起立〕

◎社会教育課長（重見高博君） 電力の業者のほうに試算をしていただいております。以上です。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 再々問します。分かりました。そういう初期投資とか、そういう費用対効果をやはり言って、行政として試算した場合には、何かの機会です。やはり提示をしていただきたいと、事前に、そういうふうに思います。我々質問しても、そういう詳しい答弁がなければ、役場一体どないしよんなど、こういう一般的な考えに陥るわけです。そうすると、それについてのやはり議論がもっともっと深まるんじゃないかと費用対効果だったり。そして端的にみますと、よそのホールは初期投資の問題とかそんなん考えんとしとんだらうかというふうに思うわけです。単純に。そういう疑問もあります。先ほど言いましたように、屋根貸していう、そういう事業がありますので、もう答弁ありません。そういうことです。

○議長（米本義博君） 林茂君、あの、毎回注意してますが、答弁をいりませんというのは質問ではないのでやめてくださいと。

●11番議員（林茂君） さっき答弁したんで。副町長が。あの文化センター。

○議長（米本義博君） 今、「再々問です。」とおっしゃったじゃないですか。

●11番議員（林茂君） はい、はい、お願いします。答弁お願いします。

〔「いらんでえなあ。」の声あり。〕

○議長（米本義博君） 質問の内容をもう少し明確に。

●11番議員（林茂君） 同じく屋根貸しをしたらどうですか。ということですか。

〔議場内で聞き取れない声あり。〕

○議長（米本義博君） 屋根貸しについては先ほど答弁いただきましたよね。

●11番議員（林茂君） そういうことで、屋根貸しの件については答弁もらったということで終わったんです。

○議長（米本義博君） いや、一般質問なんですから、同じ回答を頂くための質問は必要ないじゃないですか。

●11番議員（林茂君） ほな、回答をお願いします。

○議長（米本義博君） いやいや、同じ質問をしても、それは意味が無いでしょう。

●11番議員（林茂君） 建物が違うでしょ。文化ホールと。

○議長（米本義博君） 小休します。

午後2時48分小休

午後2時49分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き会議を再開します。

齊藤副町長。

〔副町長 齊藤秀樹君起立〕

◎副町長（齊藤秀樹君） ただいま御発言がございました。最後に文化ホールというお言葉があったようですけれども、まず先ほどの屋根貸しという観点につきまして改めて整理をさせて御説明をさせていただきますと、今、文化ホールとおっしゃいました。既存の建物に今からどうするこうするというふうなことで検討するといったような私の答弁ではございません。今後、太陽光発電が必要となる施設について検討の必要があれば、当然検討するというような意味でございますので、その1つとしての選択肢とこういうふうな意味合いでございますので、改めて説明をさせていただきます。答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは次の質問に入ります。3点目です。緑のカーテンを作ること。緑のカーテンでは上板町が有名でございます。窓の外側にゴーヤやキュウリなどつる性の植物を育てて太陽の光を遮る緑のカーテンは、室温を下げて、熱中症のリスクを減らせると同時に、クーラーの使用を抑えることで省エネにもつながります。また、植物が二酸化炭素を吸収する効果もあり、まさに一石三鳥と言

えます。小中学校に緑のカーテンを設置すること。答弁を求めます。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 小中学校施設への緑のカーテン設置について答弁させていただきます。緑のカーテンにつきましても、一般的に室温上昇の抑制、二酸化炭素の吸収、電気代の節約等のメリットがあると言われております。一方で、外の様子が見えなくなるため防犯上の問題がある、肥料や植物に虫が発生する、窓の外側に設置した場合、部屋の中が暗くなり昼間でも電灯をつけなくてはいけなくなる、管理に手間がかかる等のデメリットも挙げられております。小中学校のような大きな施設に設置する場合、プランター、土、肥料、支柱、ネット等の多額の費用がかかる上、強風対策、水やりや施肥などの作業負担も小さくありません。このようなことから、環境学習の一環として小中学校施設の一部に設置する場合、一定の意義はあると考えられますが、施設全体への設置は課題も多く適当ではないと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 再問。今、防犯の点等、答弁いただきました。今、阿南市でも阿南の商工会議所の女性会でゴーヤでの緑のカーテン、これを作ってもらおうということで、毎年市内の小学校と高校、それに企業など合わせて65箇所にゴーヤの苗を配ってます。非常に好評なんですね、毎年。それで阿南の商工会議所の女性会の町田会長が、小さい頃から地球温暖化防止への意識が高まると言い、暑さをしのいで緑のカーテンの中で環境のことを考えながら授業を受けてもらいたいと、このように話をされているわけです。ですから、いろいろと考え方が異なると思うわけです。そういう点でやはり積極的な意義もつかんでいただいて、やはり検討すべきでないかと、このように思います。答弁願います。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君起立〕

◎教育長（堤広幸君） ただいまの御質問に答弁いたします。今おっしゃるように、一定の教育的意義っていうのがあることは重々承知しております。ただ、本町の小学校中学校の規模を考えた場合、非常に難しいというふうに考えています。これは

実際にゴーヤのカーテンとかグリーンカーテンを作られた方なら、お分かりになると思うんですけども、猛暑のときには朝夕2回の水やりが必要でございます。で、本町の場合は3階まで普通教室がございます。2階建て等の校舎であれば、1階でプランターを置いて上まで這わすのは可能ですけれども、本町のような校舎においては2階のベランダ部分、3階ベランダ部分にそれを設置することは非常に困難でありますし、水道がついていないそのベランダに置いて、じゃあ一体誰が毎朝夕水をやるのか。子供たちがバケツに水を入れて、水道からワークルームを越えて教室を越えてベランダに何往復も水をやる。そういったようなことをすることが本当に果たして必要かと。そして土曜日、日曜日、長期休業日、それは一体誰がその世話をするかということ考えた場合に、非常に難しいような状況であるというふうに思います。グリーンカーテンと言うと非常に美しく、生えそろえていけば見た目もよろしいし、イメージ的にもよいかと思いますけども、実際に本町の校舎、教育環境を考えた場合に、児童生徒や教職員に多大な負担をかけるようなグリーンカーテンというのは、本町としては委員会として設置をするつもりはございません。そういう学校でいろいろ工夫を凝らして1階部分のところであるというのは大変結構かと思えますけれども、委員会としてそういった方針を進めていくということは、今は考えられておりません。以上です。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁いただきましたので、それでは、次の4点目です。藍住町の住宅用太陽光発電システム等普及促進補助事業を行ってほしいということです。対象は住宅用の太陽光発電システム、蓄電システム、太陽光発電などの自然再生エネルギーへ切り替える方。この点でも今まで議会で紹介をしてきました。既に他町では実施をしています。藍住町でも住宅用の太陽光発電システム等普及促進補助事業を行っていただきたいと、このように強く求めます。答弁を求めます。

○議長（米本義博君） 齊藤副町長。

〔副町長 齊藤秀樹君登壇〕

◎副町長（齊藤秀樹君） お答えいたします。地球温暖化対策の重要性は認識しておりますが、太陽光発電システムに対する補助金につきましては、これまで答弁させていただいたとおりでございます。太陽光発電設備には様々な課題が指摘をされ

ております。具体的には、住宅密集地における近隣に対する反射光や反射熱の影響、また設置に係る初期費用、そして、維持管理に必要な必要経費など、経済的負担が懸念をされております。さらに、太陽光パネルの廃棄時に生ずる環境負荷、多大なコストが問題視をされております。太陽光発電設備の設置につきましては、住宅用でありましても、個人や企業が利点や問題点を総合的に踏まえた上で導入されるものと考えており、設置を推進するための助成については、現時点においても導入は考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 以前、太陽光発電システムの補助事業について質問したところ個人が設置をする、これが一般的だというふうな答弁がありました。基本的な考え方は今の答弁でよく分かりました。それでぜひ、この点でも続けて問題点を私また質問していきたいというふうに考えています。

5点目です。藍住町の電気自動車等普及促進補助事業を行うこと。対象は電気自動車、燃料電池自動車購入者です。この点での議会で紹介をしてまいりました。北島町では住民から非常に好評を得ています。藍住町は公用車の購入は電気自動車ということで購入しているわけです。さらに一歩進めて、住民が電気自動車を購入できるこの制度を作ってください。答弁を求めます。

○議長（米本義博君） 齊藤副町長。

〔副町長 齊藤秀樹君登壇〕

◎副町長（齊藤秀樹君） お答えいたします。環境にやさしい電気自動車の普及は、本町に限らず脱炭素社会の実現に向けた重要な目標であると認識はいたしております。しかし、補助事業の実施には課題があると考えております。太陽光発電システムに関する御質問で答弁させていただきましたように、充電インフラが不十分な環境など様々な環境がある中で、電気自動車の選択については、個人が総合的に判断されるものと考えており、公平な予算運用に課題がないとは言えません。したがって、現時点で補助事業を行う予定はございません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 11番議員（林茂君） 今、問題点が出されましたけど、ぜひまた続けて、他町の取組の状況、そして問題点も調査をしながら再度この制度を作ってもらうために質問を続けていきたいというふうに考えています。

6点目です。高齢者、障害者世帯にエアコン購入費の補助金7万円を補助して欲しい。熱中症による死亡者数は夏の気温上昇とともに増加傾向にあります。家庭で発生する高齢者の熱中症が増えており、高齢者では住宅での発生が半数を超えています。特に記録的な猛暑だった2010年には、1,745人の死亡者数。熱中症による死亡者全体に占める65歳以上の高齢者の割合は年々急増しています。2000年が50パーセント、2020年は87パーセントを占めています。家庭で発生する高齢者の熱中症に対する対策としてエアコン購入費の補助金制度を設置をし、高齢者や障害者世帯を財政面で支えてください。以上、答弁を求めます。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君登壇〕

◎福祉課長（深見亜喜君） ただいまの御質問に答弁をいたします。高齢者、障害者世帯へのエアコン購入費につきましては、現段階で補助金を交付する考えはございません。理由といたしましては、対象世帯には既に自分自身の資金で設置をされている方もおられ、公平性が保たれないことや補助対象を限定することの説明を明確にお示しすることができないからでございます。議員の御質問には、近年の記録的な猛暑に伴う健康被害の増加が懸念される中で、熱中症予防を図る観点によるものと真意を理解しております。高齢者の熱中症による死亡件数は年々増え続け、その3分の2は居宅内での発症であるとの報告もございます。また、エアコンを設置されていても、様々な理由から使用を控える方がおられるとも聞きます。こうしたことから、まず、エアコンの適切な使用を呼びかけるとともに、こまめな水分補給や塩分補給など熱中症予防に関する周知が重要だと考えますので、民生委員の戸別訪問や見守り、行事開催時の啓発などを今後も継続して行ってまいります。最後になりますが、町としましては、町民の皆様に不公平感を生じさせない施策を実施することが大切であると考えております。この点について御理解を頂きたいと存じます。以上でございます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

● 1 1 番議員（林茂君） 再問です。既に資金があって、自らがエアコン設置をしている世帯はそれでいいと思うんです。ですけど、現在のその経済状況の中で、なかなかそのエアコンも購入できないと、こういう高齢者世帯、そして障害者の世帯もいるわけです。ここはやはり行政の役割として、財政面で支えていくと、こういう側面も自治体の役割でないのか、このように思います。答弁を求めます。

○議長（米本義博君） 深見福祉課長。

〔福祉課長 深見亜喜君起立〕

◎福祉課長（深見亜喜君） お答えいたします。今年9月1日時点で、町社会福祉協議会が熱中症予防の啓発といたしまして、町内独居老人、60歳以上の独居高齢者のお宅でアンケート調査を行っております。その結果といたしまして、総数は595件でしたが、今現在374件の回答がある中で、全く使わないと回答された方はいらっしゃったのですが、エアコンが未設置のためにクーラーが無いから使わないと言っていたお宅は今のところお聞きしておりません。それと全く使わないというのが全体の3.5パーセントあったんですけれども、その3.5パーセントを数字に換算した場合、約13名の方が該当することにはなりますが、これもあくまでも、御本人さんからないと聞いたわけではないので今後、きちんとした調査をまた行う中で検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） それでは7点目です。藍住町ゼロカーボンシティ宣言を行うこと。で、隣の北島町は令和3年にゼロカーボンシティ宣言をいたしました。続いて松茂町のゼロカーボンシティ宣言。この中で、吉田町長は公共施設から脱炭素化の取組を進め地域へとつなげたいと、このように発言をしています。ゼロカーボンシティとは、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指すと宣言した地方公共団体のことでございます。2024年の12月7日現在、1,127自治体。過半数を超えているわけです。北島町はゼロカーボンシティ宣言をすることによって、太陽光発電の導入。この費用、環境省からの補助金として4億2,282万円の交付を受けたわけです。その点で、ゼロカーボンシティ宣言を行うメリットとしては、今言いましたように北島町の例で、ゼロカーボンシティ宣言を行うことで環境省から太陽光発電を導入するときに交付金が支給されています。

それからメリットの2つ目は、地域経済の活性化や地域貢献につながる点です。日本は発電において二酸化炭素の排出が多い、化石燃料の割合が多く、再生可能エネルギーの転換が求められています。そのため、新しく太陽光や風力、水力、地熱などの再生可能エネルギーを導入する自治体も増えています。その際、新たな産業とか雇用が生まれるため、地域経済への活性化へとつながります。また、地方自治体の9割以上はエネルギー収支が赤字となっている現状があります。これは化石燃料を海外からの輸入に頼っている部分が多いためです。再生可能エネルギーの転換できると電力の自給自足を行えるだけでなく、余剰電力を電力事業の大きな地域に販売できる可能性があります。このように2つのメリットがあります。この点で藍住町は、ゼロカーボンシティ宣言を行うことを強く求めます。答弁を求めます。

○議長（米本義博君） 齊藤副町長。

〔副町長 齊藤秀樹君登壇〕

◎副町長（齊藤秀樹君） お答えいたします。ゼロカーボンシティの実現には多大な投資と長期的な計画が必要です。また、現在の技術やインフラ整備の状況など、様々な課題に加え、町民の皆様の御理解、御協力、そして限られた予算を様々な施策に効率的に配分することが求められています。したがって、昨年も答弁いたしましたが、現時点においても宣言を行うだけでは、実効性のある成果を得るのは難しいと判断いたしております。しかしながら、地域経済の発展や地球温暖化など環境保護の観点から今後も適切な時期に宣言を行うことも視野に入れながら、宣言の重みを十分勘案した上で慎重に検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今、答弁を頂きました。この点で環境省が全国の自治体のこのゼロカーボンシティの取組状況を評価をしています。残念なことに藍住町は評価されていませんでした。この点もぜひ、今後の検討課題としていただきまして、次の質問に入ります。藍住町役場など町の施設で使用する電力は、新電力に切り替えることを提案いたします。主な効果は、電気代の節約、大手電力会社よりも安い料金プランを提供しているため、電気代が削減できます。再生可能エネルギーの利用、太陽光や風力など環境にやさしい自然の力を使った電力を、電気を選ぶこと

ができます。これによりCO₂排出量の抑制、環境保護活動に貢献をできます。議会の一般質問でも紹介をいたしました。鳴門市では新電力に切り換えをしています。この点で答弁を求めます。

○議長（米本義博君） 小川理事。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） 林議員の新電力への切り換えに関する御質問にお答えいたします。議員御指摘の新電力の切り換えにつきましては確かに電気料金の削減効果や再生可能エネルギー由来の電力選択による地球温暖化対策の観点から、選択肢の1つになる可能性はあると認識いたしております。その上で、まず電気料金の削減効果についてでございますが、確かに新電力事業者の中には、従来の電力会社よりも安価な料金プランを提供している事業者が存在することは承知いたしております。しかしながら、近年のエネルギー情勢の変化により、必ずしも新電力への切り換えが料金削減に直結するとは限らない状況も生じております。今後も燃料費の高騰や大規模データセンターの建設による電力需給の逼迫などの影響により、料金体系の流動化が進むことが予測されている現状がございます。また、新電力事業者の中には、急激な燃料費高騰等により事業撤退を余儀なくされるケースも散見されており、事業者の経営基盤の安全性や供給体制の信頼性、契約期間中の料金変動リスクなど総合的な観点から慎重に検討する必要がございます。公共施設という性質上、安定的な電力供給の確保は考慮すべき重要な要素の1つであるととらえております。一方、再生可能エネルギー由来の電力選択による地球温暖化対策につきましては、本町が策定いたしました地球温暖化対策実行計画の趣旨に合致するものでございます。ただし、再生可能エネルギー由来の電力プランは一般的に料金が割高になる傾向があることも考慮すべき要素の1つでございます。現在本町におきましては、合同庁舎及び西クリーンステーションの屋上へ太陽光発電設備を設置するなど、再生可能エネルギーの利活用を段階的に進めているところでございます。新電力への切り換えにつきましても、県及び県内の他市町村の動向や国の政策方針なども注視しながら、本町にとって最も適切な電力調達方法について情報収集に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） もう 8 項目にわたって、それぞれ答弁を頂きました。これ答弁については、いろいろ情報を収集しながら、何をどのように再生可能エネルギーに転換していくかという大きな課題が横たわっていますので、お互いに、行政も我々もともに今の地球温暖化を阻止をしていくために全力で私どもは頑張っていく決意でいます。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（米本義博君） ここで小休します。再開は 3 時 5 分からとします。

午後 2 時 5 8 分小休

午後 3 時 5 分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き会議を再開します。

次に、2 番議員、新居純一君の一般質問を許可します。

新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

● 2 番議員（新居純一君） 新居純一です。議長の許可を頂きましたので、一般質問通告書にしたがって質問させていただきます。理事者の皆さん、真摯な回答をお願いいたします。

まず、最初は投票率の向上について質問させていただきます。本町のこれまでの投票率は前回の町長選が 44 パーセント、昨年の町議選が 40 パーセント、衆議院選が 48 パーセント、今年の参院選は 49 パーセントといずれも残念ながら 50 パーセントを切っています。昨年の第 1 回定例会で元木議員が投票率向上のため、巡回バスの運行をと質問したところ、当時の住民課長より考えていないとの答弁がありました。投票日に用があり、期日前投票所がある町役場まで行く足がないという声も私はよく聞くのでとても残念です。そこで私は、投票率向上施策の 1 つとして、家の近くで期日前投票ができる移動式期日前投票所を設けてはと考えます。イメージは投票所ごとに 1 箇所、地区老人憩の家などに選挙期間中に 1 回 1 時間開設します。町役場に開設する期日前投票所には行けなくても、家の近くの地区老人憩の家などならば投票に行ける住民の方も多く投票率アップは間違いないと考えますが、お答え願います。

○議長（米本義博君） 堺住民課長

〔住民課長 堺政仁君登壇〕

◎住民課長（堺政仁君） 移動式期日前投票所の設置についてお答えいたします。移動式期日前投票所は、バスやワゴン車の車内に投票箱や記載台を設置し、投票管理者や立会人を配置し、各所を巡回しながら車内で投票できる取組でございます。投票所の統廃合に伴う代替措置や高齢者対策等として、一部地域において実施されているものと承知しております。実施につきましては、適正な選挙の執行には欠かせない二重投票防止のための仕組みや立会人等の人員体制の確保、経費の増加等、様々な課題がございます。このため、現時点においてはまだ困難であると考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 再問します。高齢化社会の中で投票に困難を感じている人たち、投票弱者といわれる方々が投票しやすくなるような、私は移動式期日前投票所のようなユニバーサルな環境をつくることが投票率向上にもつながるんじゃないかと考えております。この点から考えていただくといかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 堺住民課長。

〔住民課長 堺政仁君起立〕

◎住民課長（堺政仁君） お答えいたします。藍住町におきましては、面積が約16平方キロメートル、その中に山や海の無い平たんな土地でございます。高齢者の方々の投票場所への移動については、確かに重要な問題ではございますが、近隣の市町村に比べて特段、劣悪な環境にあるとは思っておりません。また、今後状況が変わりましたら、検討する必要があるかと存じますが、現時点ではまだ早いというのが認識でございます。以上でございます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） はい、ありがとうございます。また時期が来たら検討してください。次に、不在者投票についてお尋ねします。この制度では町内8箇所の病院などで入院している方が投票できます。8箇所の病院などの定員は約340人です。このうち全ての方が本町の住民ではないかも分かりませんが、投票率に直すと1パーセントにあたります。この町内8箇所の病院などでの不在者投票の実施の有無、実施状況をお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 堺住民課長。

〔住民課長 堺政仁君登壇〕

◎住民課長（堺政仁君） 不在者投票の実施状況についてお答えいたします。県選挙管理委員会の指定を受けている町内8施設の不在者投票者数は、令和3年の町長選挙で39人。令和6年の町議会議員一般選挙で14人、第50回衆議院議員総選挙で17人、第27回参議院議員通常選挙で17人です。いずれも町に選挙権がある方のみの数となります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 再問します。この町内8箇所の施設で不在者投票が今、直近では参議院選は17名の方が投票されたと答弁を頂きました。施設は8箇所ございますけども、このうちの8箇所、何箇所で不在者投票は行われたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（米本義博君） 堺住民課長。

〔住民課長 堺政仁君起立〕

◎住民課長（堺政仁君） 町内8箇所の投票者数についての質問でございますが、個別の人数につきましては、投票者の個人特定につながる恐れがございますので、回答は差し控えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） ありがとうございます。障害を持つ人の一部の方には、郵便での不在者投票ができると聞いています。郵便での不在者投票ができる要件に該当する方は何人いるのでしょうか。また、どのようにして該当者に周知しているのか、お尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 堺住民課長。

〔住民課長 堺政仁君登壇〕

◎住民課長（堺政仁君） 郵便での不在者投票についてお答えいたします。身体障害者手帳、傷病者手帳又は介護保険の被保険者証をお持ちの方で一定の要件を満たす場合は、自宅で郵便による不在者投票ができることとされております。まず、身体障害者手帳につきましては、記載された障害の種類、等級により判定されますが

延べ378人が対象であります。

なお、複数該当する方を含みます。傷病者手帳につきましては、対象者は0人でございます。介護保険の被保険者証につきましては、要介護5と書かれた方、153人が対象でございます。周知につきましては、選挙の都度発行しております広報あいずみ選挙特別号並びに町ホームページにて行っております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 再問します。先ほどのお答えで身体障害者手帳1級から3級までの方、延べ人数が378人。傷病者手帳の方は0人で、要介護5の方は153人、都合531人の方が対象ということでございますけども、周知につきましては、町の広報あいずみ、ホームページで周知しているというお答えを頂きましたけども、身体障害者の方、要介護5の方で町のホームページ見られるとか、広報あいずみを見られる方とかというのは私の感覚ではちょっと少ない。なかなか見ることは難しいんじゃないかと思えます。いかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 堺住民課長。

〔住民課長 堺政仁君起立〕

◎住民課長（堺政仁君） 周知についての御質問でございました。周知につきましては、今現在行っている周知が十分でないという御意見ではございます。今後、周知の拡充については検討してまいりたいと思えます。以上です。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） はい、今後の周知については検討していただけるということでしたけども、もしよろしければ民生委員さんとか、そういう方を通じてしていただいたほうがより確実かなと思えますので、いかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 再々問ですか。

●2番議員（新居純一君） 再々問。

○議長（米本義博君） 堺住民課長。

〔住民課長 堺政仁君起立〕

◎住民課長（堺政仁君） 周知に民生委員の力を借りるという御提案ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思えます。以上です。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） 過去4回の選挙で何人の方が郵便での不在者投票を利用したのか、お尋ねします。

○議長（米本義博君） 堺住民課長。

〔住民課長 堺政仁君登壇〕

◎住民課長（堺政仁君） 郵便による不在者投票の利用人数についてお答えいたします。令和3年の町長選挙で4人、令和6年の町議会議員一般選挙で4人、第50回衆議院議員総選挙で5人、第27回参議院議員通常選挙で5人であります。以上です。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） 昨年の第1回定例会で元木議員の投票率向上の具体策についての質問に、当時の住民課長より他の自治体の取組などを参考にしながら調査研究を行い、啓発していきたいとの答弁がありました。これまでにどのような新たな啓発活動を行ってきたのか、お尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 堺住民課長。

〔住民課長 堺政仁君登壇〕

◎住民課長（堺政仁君） 投票率向上のための啓発活動についてお答えいたします。令和4年度より教育委員会が中心となり、中学生議会を開催しており、この経験が選挙や政治を身近なものとして感じていただけるよい機会となっていると感じております。さて、令和6年度には、この中学生議会において選挙管理委員会より選挙に関する啓発資料並びに啓発用品の贈呈を行い、さらなる啓発を行いました。また、昨年の第1回定例会で元木議員から御提言を頂きました、期日前投票所での啓発用品の配布につきましては、本町でも期日前投票所において啓発文入りポケットティッシュ、子供向けの塗り絵等の配布を行いました。若年層の方は将来にわたって長期間有権者となるだけでなく、その子供の投票行動につながることを期待されるため、若年層の方への啓発は投票率の底上げに有効であると考えております。今後も広報車による投票の呼びかけなど地道な啓発活動を続けるとともに、特に若者に向けた啓発活動を実施することで、投票率の向上に努めてまいりたいと考えておりま

す。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 再問します。先ほど私が質問させていただきました、他の自治体の取組などを参考にしながら調査研究を行い、啓発していきたいということをしてもらいましたが、他の自治体の取組は調べてなかったんですか。お答え願います。

○議長（米本義博君） 堺住民課長。

〔住民課長 堺政仁君起立〕

◎住民課長（堺政仁君） 回答いたします。他の市自体の研究までは至っておりません。以上でございます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 再々問します。あと1か月ちょっとで、今度11月に町長選と町議の補選があります。もしよろしければ、それまでに他の自治体の取組があったら、何か参考にできるものがあったら、啓発していただきたいなど。ぜひとも投票率向上にそれをつなげていただきたいと思います。回答をお願いいたします。

○議長（米本義博君） 堺住民課長。

〔住民課長 堺政仁君起立〕

◎住民課長（堺政仁君） 次回の選挙までの啓発ということでございます。選挙につきましては一番重要なことは何か、それは間違いなく最後まで選挙を遂行することだと考えております。選挙の啓発につきましては、考え方といたしましては、無事に選挙が完了した後で、他の自治体を調べて進めてまいりたいということでございます。以上でございます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） はい、ありがとうございます。次に町職員の年次有給休暇についてお尋ねいたします。今年の1月、第1回定例会において、元木議員の年次有給休暇の取得についての質問に、有給休暇の取得は職員にとって心身の疲労

回復やリフレッシュ効果があり、それに伴う仕事に対するモチベーションや集中力が高まり、仕事の質が上昇するといった効果が期待できます。また、働きやすい環境づくりにおいて、年次有給休暇の確実な取得は欠かせない取組になっていきますと、小川理事が答弁しています。私も以前、他社で課長職を務めておりましたので、まったく同じ思いでございます。でも、その答弁とは裏腹に町職員の年次有給休暇の取得状況を見てみますと、16組織の半分以上の組織で消化率50パーセント以下にとどまっております。労働基準法により、民間企業では年に10日以上支給の場合は5日取得が義務化されています。しかし、本町では年によっては、取得日数が5日以下の組織が見受けられます。公務員には労働基準法が適用されませんが、このような状態では到底職員の心身の疲労回復、リフレッシュができるとは思えません。私が勤めていた会社では、年次有給休暇は完全取得でございました。しかし、本町でも、来年から急に完全取得には無理があるかと思えます。そこで、まずは月1回、計画的に年次有給休暇を職員が取得できることができれば快適な職場環境が職場にもたらされる一助となり、組織力の向上が図れ、職員の定着につながるのではありませんか、見解をお願いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。年次有給休暇の取得に関する御提案でございました。現在、職員に対しては4月末から5月初めの大型連休期間や7月から9月の間で取得可能な5日間の夏季休暇に合わせて、計画的かつ積極的に有給休暇が取得できるように周知をし、年次有給休暇の取得促進に取り組んでいるところではございます。しかしながら、現状の取得状況を見てみますと、議員おっしゃるように、十分に取得できるとは言えない状況であることは承知いたしております。もとより、職員の年次有給休暇は職員の心身のリフレッシュを図るだけでなく、人材確保、定着への貢献など様々な効果も期待できると認識いたしております。年次有給休暇取得率向上のためには、有給休暇を取得しやすい職場づくりが何より重要であると考えております。そのため、その方法として、議員の月1回取得という御提案がございましたが、例えば年次有給休暇取得計画表を作成するという取組が考えられます。具体的には、四半期別、月別などの期間で個人ごとの年次有給休暇取得計画表を作成し、有給休暇の取得予定表を明らかにすることで、職

場内において取得時期の調整がしやすくなり、また計画表の作成と併せて有給休暇の取得を前提とした業務体制の整備をすることで有給休暇を取得しやすい職場づくりが期待できると考えております。そのためにも職場の業務改善や業務の属人化を解消し、チームで仕事をフォローし合う体制の確立をより一層推進していく必要がございます。有給休暇の計画的な取得は、職員の福利厚生の上昇のみならず組織全体の生産性向上に資するものであり、これらを踏まえて今後、実現可能な制度設計と職場環境の整備に向けて段階的に取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） ありがとうございます。計画表よろしくお願ひします。まずは課長さんが自ら取っていただいたら、職員の皆さんも取れるかと思ひますので、その点は重々よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問をさせていただきます。令和6年度から新たな取組として管理職職員業務改善施策提案制度を導入したと聞いております。この制度で職員の年次有給休暇の取得向上に向けて、また他に何か提案があつたのかお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。管理職職員業務改善施策提案制度における提案についての御質問でございました。議員が申されましたとおり、昨年度、管理職職員業務改善施策提案制度を導入いたしました。これは、各課の事務を掌理する課長職から業務改善や施策についての提案を求めることにより、町政の施策充実や業務の効率化を図るとともに、課長職のスキルアップ、職員の意識改革及び組織の活性化を図ることを目的としているものでございます。この制度により、昨年度11月に課長職によるプレゼンテーションを行ったところでございます。各課長職からは、業務及び事務の能率向上に役立つもの、組織の活性化に役立つもの、その他公益上有効であるものなど様々な提案がございました。その中で、議員御質問の有給休暇の取得向上そのものの提案はございませんでしたが、その他有給休暇の取得向上にもつながるといふ点においては、業務改善の提案が挙げられるわけでございますが、その意味ではAIを活用できる環境整備や、電子入札システム

の導入、年末調整手続きの電子化といった業務改善効率化の提案がございました。これらの提案は諸課題もあることから、直ちに実施するには至ってはおりませんが、業務を改善することで業務の効率化を図り、その結果として有給休暇の取得向上にもつながるものと考えております。今後も引き続き業務の効率化と有給休暇の取得向上に一層努めてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） はい、ありがとうございます。いろんな提案があったということに安心いたしました。でも、提案を潰すことなく、提案は皆さんで真摯に考え、そのよいところを褒めたたえて進めていってもらいたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、図書館の障害を持つ方への対策についてお尋ねいたします。図書館の前庭にあった木が数年前に伐採されました。伐採後、数年が経過し、切り株や根はもう既に腐っていると思います。現在、障害を持つ方の駐車スペースは図書館東側にありますが、雨天などにはとても困っていると聞きます。そこで前庭に障害を持つ方の来館時の駐車スペースを設置してはと考えますが、お答え願います。

○議長（米本義博君） 重見社会教育課長。

〔社会教育課長 重見高博君登壇〕

◎社会教育課長（重見高博君） 図書館の前庭の活用について御答弁いたします。図書館の前庭につきましては、以前から有効活用できないか検討してまいりました。また、障害をお持ちの方の駐車スペースについては、雨天時の利便性を考慮し、図書館入口に近い前庭への移設を求める御意見も寄せられておりました。これらの意見などを踏まえて、東側の既存駐車場に加え前庭に障害者用駐車スペースの設置を計画しております。現在、かかる費用の見積額の精査など、事業化に向けた準備を進めているところでございます。以上、答弁させていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 再問します。今、事業化を進めておられるということを伺いました。時期はいつごろの予定になりますでしょうか。

○議長（米本義博君） 重見社会教育課長。

〔社会教育課長 重見高博君起立〕

◎社会教育課長（重見高博君） 時期につきましては計画ができ次第ということで、今現在、図書館にどの程度、障害者の方が来られて、何台ぐらい車の台数が必要かとかその辺りの検討を進めているところでございます。できるだけ早期に実現できたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 再々問いたします。まだ、時期は未定ということでございましたけども、もうぼちぼち令和8年度の予算編成の頃になるかと思えます。よければその辺のところも踏まえて、見積もり等の算段をお願いして予算計上していただきたいなと思えますのでよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 重見社会教育課長。

〔社会教育課長 重見高博君起立〕

◎社会教育課長（重見高博君） はい。適切に進めさせていただきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） 最後に、私の一般質問の進捗の確認をさせていただきます。昨年度のふるさと納税制度による寄付金額は節約志向の影響で、全国では5年連続過去最高となっております。本町においても一昨年度に比べて600万円増加し、約3,200万円となっております。本町では、藍住町行財政改革基本計画2020で税収確保のため、ふるさと納税の推進をうたっております。しかし、板野郡内では最も寄付金が少なかったと聞いております。本町においては、もっともつとふるさと納税制度による寄付金額を増やすことが私はできると思っております。私は昨年、第3回定例会において、本町の誇るべき文化資源である、藍の魅力を発信するため返礼品に藍染め体験の導入について質問したところ、藍の館の指定管理者に働きかけたいとの答弁がありました。現在の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 長楽建設産業課長。

〔建設産業課長 長楽浩司君登壇〕

◎建設産業課長（長楽浩司君） ふるさと納税体験型返礼品に関する状況についま

して御答弁させていただきます。ふるさと納税体験型返礼品につきましては、本年度から藍の館の指定管理者となりました株式会社ボン・アームに協力を依頼しております。藍の館における体験型返礼品のプラン案としては、次のような内容を検討しております。藍の歴史などを学ぶ講座、奥村家住宅西座敷での藍のお茶や藍が練り込まれたお菓子を食する体験、通常の藍染め体験よりも高度な技術の藍染め体験を返礼品として検討しております。ふるさと納税は、寄付金額の3割までが返礼品の費用となり、5割までがふるさと納税関係事務の費用となっております。今後の手続きにつきましては、ふるさと納税関係事務を委託している株式会社さとふると藍の館の間で具体的な配送や登録など、事務に関する協議を重ねまして、総務省に新規返礼品の許可を得るための報告をいたします。

なお、開始時期につきましては、年内を予定しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） はい、ありがとうございます。1日も早く返礼品になるように期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。これで私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（米本義博君） 以上で通告のありました5名の一般質問は終わりましたので、これで一般質問を終了します。

お諮りします。議案調査のため、9月20日から9月23日までの4日間を休会したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。したがって、9月20日から9月23日までの4日間を休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は9月24日、午前10時、本議場において再開しますので、御出席をお願いいたします。

本日はこれで散会します。

午後3時42分散会

令和7年第3回藍住町議会定例会会議録（第4日）

令和7年9月24日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	栗島 和義	10 番議員	小川 幸英
2 番議員	新居 純一	11 番議員	林 茂
3 番議員	元木 春香	12 番議員	奥村 晴明
4 番議員	紙永 芳夫	13 番議員	佐野 慶一
5 番議員	竹内 君彦	14 番議員	森 志郎
6 番議員	永浜 浩幸	15 番議員	烏海 典昭
9 番議員	森 伸二		

2 欠席議員

7 番議員	前田 晃良	16 番議員	米本 義博
-------	-------	--------	-------

3 議会事務局出席者

議会事務局長	島川 紀子	主任	小倉 麻里
--------	-------	----	-------

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	河原 英治
教育長	堤 広幸
教育次長	大地 亜由美
会計管理者	山瀬 佳美
理事兼総務課長	小川 哲央
福祉課長	深見 亜喜
企画政策課長	大隅 久視子
税務課長	増原 浩幸
健康推進課長	上崎 雅史
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	重見 高博
住民課長	堺 政仁
生活環境課長	鈴木 恵子
建設産業課長	長楽 浩司

5 議事日程

(1) 議事日程 (第4号)

- | | | |
|-----|-------|--|
| 第1 | 議第54号 | 令和6年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第2 | 議第55号 | 令和6年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第3 | 議第56号 | 令和6年度藍住町特別会計(介護保険事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第4 | 議第57号 | 令和6年度藍住町特別会計(介護サービス事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第5 | 議第58号 | 令和6年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第6 | 議第59号 | 令和6年度藍住町水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について |
| 第7 | 議第60号 | 令和6年度藍住町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 第8 | 議第61号 | 令和7年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第9 | 議第62号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 第10 | 議第63号 | 藍住町の職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 第11 | 議第64号 | 藍住町子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部改正について |
| 第12 | 議第65号 | 戸籍総合システム機器更新業務契約の締結について |
| 第13 | 議第66号 | (仮称)藍住町世代間交流施設整備事業の事業請負契約の締結について |
| 第14 | 議第67号 | 藍住町教育委員会委員任命の同意について |
| 第15 | 議第68号 | 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について |
| 第16 | 議第69号 | 藍住町立小中学校教員用端末購入契約の締結について |

第17 請願第1号 選択的夫婦別姓制度を導入するための国会審議を求
める意見書の提出についての請願

第18 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

第19 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の
継続調査申出書について

(2) 議事日程 (第4号の追加1)

第1 発議第6号 選択的夫婦別姓制度を導入するための国会審議を求
める意見書

令和7年藍住町議会第3回定例会会議録

9月24日

午前10時26分開議

○副議長（鳥海典昭君） おはようございます。米本議長、疾病のため、欠席の届が出ておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。ただいまから本日の会議を開きます。

○副議長（鳥海典昭君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果について、議長あて報告書が提出されておりますので、御報告しておきます。

次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」が議長あて提出されておりますので、御報告しておきます。

○副議長（鳥海典昭君） これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○副議長（鳥海典昭君） 日程第1、議第54号「令和6年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第13、議第66号「（仮称）藍住町世代間交流施設整備事業の事業請負契約の締結について」までの13議案を一括議題とします。

本案については、所管の常任委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

初めに、永浜厚生常任委員会委員長から報告を求めます。

永浜浩幸君。

〔厚生常任委員会委員長、永浜浩幸君登壇〕

●6番議員（永浜浩幸君） ただいま、委員長報告を求められましたので、厚生常任委員会に付託された6議案に対する審査の概要を御報告いたします。本委員会は9月4日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと、付託された6議案について関係理事者に補足説明を求め、審査を行いました。委員からの主な質疑の内容及び意見については次のとおりであります。

議第54号「令和6年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、保育所総務費の報酬、給与、職員手当等で予算額の20パーセントも不用額が出るということは何かあったのかという質問があり、保育所の職員給与に関しては、当初予定をしていた職員数が確保できなかったということで、不用額が増えているとの説明がありました。他の部署でも同じように見受けられるが、それも同じ理解でよいのかとの質問があり、保育所に関してはそういう理由であるとの説明がありました。また、保健衛生管理費や西クリーンステーション管理費でも不用額があり、給与などで何かあったのかという質問があり、令和6年度の当初予算のうち、給与等の人件費というのは、前年度の11月ごろに予算を立てており、その後の人事異動等で不用額等が生じているというのも大きな1つの要因と考えているとのことでした。そのほかには、4款衛生費の中の清掃費の額が大きいとその内訳はどの質問があり、清掃費は清掃総務費、環境美化費、西クリーンステーション管理費、中央クリーンステーション管理費等で構成されているとの説明がありました。

議第56号「令和6年度藍住町特別会計（介護保険事業）歳入歳出決算の認定について」のうち、介護保険料の収納率が、第9期介護保険事業計画の予定保険料収納率99.5パーセントを下回っている。給付が上がっているのに対し、介護保険料の収納率が下がっているということは、この状態が続くと、第10期計画期間における介護保険料が上がってしまうのではという質問があり、令和9年度からの介護保険料については、第10期の介護保険事業計画の中で検討して定めていくということになっているため、現段階で上がる、下がる、据え置き等の回答はできかねるとの説明がありました。また、わずかだが予定収納率を下回っているので、介護保険料の収納率を上げる施策や段取りをしていかななくてはならないのではという質問があり、介護保険は65歳以上が対象であり、未納が発生すると保険料を支払うことが難しいため、保険料を滞納しないように65歳になった時点で口座振替依頼書や介護保険のパンフレットを送付し保険料の納付を促し、滞納がある場合はペナルティがある等の説明をするなど、徴収率の向上には努力しているとの説明がありました。

審査の結果、付託された6議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、9月4日に開催されました厚生常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和7年9月24日、厚生常任委員会委員長、永浜浩幸。

○副議長（鳥海典昭君） 次に、紙永建設産業常任委員会副委員長から報告を求めます。

紙永芳夫君。

〔建設産業常任委員会副委員長、紙永芳夫君登壇〕

●4番議員（紙永芳夫君） 前田建設産業常任委員会委員長、疾病のため、欠席の届が提出されておりますので、副委員長をして、ただいま報告を求められました建設産業常任委員会に付託された3議案に対する審査の概要を御報告いたします。本委員会は9月5日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと、付託された3議案について関係理事者に補足説明を求め審査を行いました。委員からの主な質疑の内容及び意見については次のとおりであります。

議第54号「令和6年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、令和6年度における主要な施策の成果に関する説明書の中から、地籍調査事業について徳島新聞朝刊に地籍調査の進捗率に関する記事が掲載され、藍住町では前年度からの伸び率が、県内3番目に大きい2.2パーセント増となっているが実績とその要因は何か。また、本年度の状況はどうなっているのかとの質問があり、令和6年度の進捗率については23.8パーセントになっており、前年度2.2パーセントとなっていたが、前々年度は2.9パーセントの増となっている。地区の土地の面積の大小などにもより、率も異なっているため、一定の評価だと考えている。また、地籍調査の効果としては、災害復旧に迅速に役立つことなど、一定の理解が得られているのが背景ではなかろうかと考えている。令和7年度は、東中富地区3地区で拙傍示、直道傍示、権現傍示の0.29平方キロメートルについて、10月から2か月程度かけ現地調査、現地の境界立会などを実施して事業を進めていく予定となっている。この件に関しては、9月3日に総合文化ホールにて、土地所有者への説明会を開催しているとの説明がありました。また、個別施設計画策定事業については、国の補助金もあるようだが、毎年実施しているものなのかと質問があり、この事業については、社会資本整備総合交付金事業の防災・安全交付金を活用している。また、本町において、個別施設計画策定事業にこの交付金を活用するのは初めてとなっているとの説明がありました。その他にも、この事業の説明において、「舗装に係る維持管理を効率的に行うために必要な情報を得ることを目的に、点検を実施しました。」とあり、「調査結果で得た情報を基に個別施設計画を策定しました。」となっているが、修繕の必要性が高い順に進めていくとの記載があり、そ

の点は理解できるのだが、なぜ個別に設計するのかとの質問があり、主要町道、主に1級町道については舗装の打ち換え方法や、重要施設に接続している道路については、全てではないが路上路盤再生工法のいずれかの工法を検討しており、舗装の打ち換えについては、現在でも実施しているが、内容は既存の舗装の全てを取り除き新しく舗装をやり直す方法であり、目的は、舗装の破損がひどく、表層のみの補修では十分な回復が期待できない場合に行う。特徴は、施工に手間と費用がかかるが舗装面、道路面になるが、新設に近いきれいな仕上がりに期待できる。また、路上路盤再生工法については、土壌において既設の路盤あるいは既設のアスファルト混合物等の路盤を破碎し、同時にセメント改良やアスファルト乳剤などの安定処理をすることで耐久性のある強化路盤を構築する。

なお、路上路盤再生工法の工事費は、打ち換え、従来の工法よりも約3倍程度となるが、災害が発生した場合は緊急車両等の通行が急務となる箇所については、1級町道など、耐久性のある道路をする必要があるため、この工法を採用している。また、個別としているのは、町道の状況に応じて設計する必要があるためであるとの説明がありました。

議第59号「令和6年度藍住町水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について」の中から、資本的支出の建設改良費の令和6年度繰越額1億6,490万7,000円については、どのような事業のため繰り越しを行ったのかとの質問があり、翌年度繰越額については、老朽化に伴う第2浄水場を更新するため取得した用地の造成工事の費用に充てるための繰越である。また、事業の進捗状況については、5月に工事契約を締結し、現在工事の施工を行っており、年内には完成する予定となっている。その後、来年度以降になるが、浄水場の本体工事に着手していくとの説明がありました。また、水道事業の貸借対照表の中から、流動資金の未収金3,241万7,938円のうち、水道料金の未収金はいくらか、また徴収率はどのようになっているかの質問があり、未収金額3,241万7,938円のうち、水道料金の未収金については1,809万4,338円あり、徴収率は96.45パーセントとなっているとの説明がありました。また、水道料金の未収金を回収するため、水道料金を滞納している方については、給水停止などの対応をしていると思うが、令和6年の給水停止の件数は何件かとの質問があり、給水停止に至る前には未納となっている方に対して督促状の発送や個別訪問などを行い、未納となっている水道料金の早期納付をお願いしている。それでも納付を頂けない場合は給水停

止の予告通知を発送し、その後、納付や連絡が無い方については、やむを得ず執行停止を実施している状況である。また、令和6年度中の給水停止の件数について、給水停止の予告通知が66件、そのうち給水停止の執行に至ったのは18件となっており、今後も水道事業経営の健全性や公平性を確保するために水道料金の未収対策にしっかりと取り組んでいきたいとの説明がありました。

審査の結果、付託された3議案については全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、9月5日に開催された建設産業常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。以上でございます。

○副議長（鳥海典昭君） 次に、森総務文教常任委員会委員長から報告を求めます。森伸二君。

〔総務文教常任委員会委員長、森伸二君登壇〕

●9番議員（森伸二君） 副議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから、総務文教常任委員会に付託された6議案に対する審査の概要を御報告いたします。本委員会は、9月8日に開催し、高橋町長ほか関係職員の出席のもと、付託された6議案について関係理事者に補足説明を求め、審査を行いました。主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第54号「令和6年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、令和6年度における主要な施策の成果に関する説明書に係り、外国語教育支援事業について、英検補助の級別の内訳について質問があり、2級が7人、準2級が22人、3級が72人、4級が35人、5級が27人であるとの説明がありました。

適応指導教室事業について、キャロツ子学級が966万7,000円計上されているが、現状、何人ぐらい来ているか、また、過去から計算するとどれぐらい増減したかとの質問があり、現在、キャロツ子学級に通っている生徒については、大体20名から30名の間で登録されている。実際通って来られる生徒については、その日によって数名という日もあるとの説明がありました。学校も登校せずにキャロツ子学級にも行っていない方が相当いると思うが、その対応はどのようにしているかとの質問には、この夏休み明けについては欠席数について各小中学校に調査をしているとともに、学校に来ていない児童生徒について、学校の方から働きかけをしていくように指示しているとの説明がありました。

青少年相談事業について、相談受理件数60件のうち、いじめ、不登校、児童虐

待の様々な問題に悩んだ生徒に対して、また、保護者からの相談として何件、専門機関につなげることができたのかとの質問があり、警察を含めて2件であるとの説明がありました。

災害物資集配拠点施設整備事業について、勝瑞・住吉地区の実施内容、これからのような建物と住民への対応がされるのか、また、当初計画はどの質問があり、現在計画している東部地区の防災備蓄倉庫に関して、今後、実施設計をすることとしている。必要に応じて、広報等で住民の方に周知したいと考えているとの説明がありました。また、地域の皆さんから要望を聞いていただけるような場所を設定していただきたいとの質問があり、現時点においては、町の動画や広報等で説明したいと考えている。必要に応じて、防災訓練などの機会を利用して周知できないか検討していきたいとの説明がありました。

藍染普及推進事業について、藍の館が前年度に比べて25%増の観光客の方が訪れたということだが何か新しい取組をしたかとか、どのような要因で増えたのかとの質問があり、指定管理者を指定して、様々な運営を始めたところ徐々に観光客が戻ってきた。コロナ禍の影響が徐々に薄れたのが一番の影響かと思っているとの説明がありました。また、2階の展示場の入口からバリアフリーができていないのではというような声も聞くがその対応はどうしていくのかとの質問があり、建物の構造上、エレベーターや車いすを上げるものを付けたりなどが非常に難しいため現状はできていないとの説明がありました。さらに、館内の展示物の説明について、聞いたけど答えが返ってこなかったため、説明ができるようお願いしたいとの意見があり、今後きっちりと説明できるように改善していくとの答弁がありました。

情報発信DX化事業について、すぐメール、公式LINE等は様々な行政全般の迅速な配信が可能で、地域住民への情報提供が非常に効果的であると考えているが、登録者に対してどのような取組をしているのかとの質問があり、新聞販売所をお願いをして、全戸ポスティングにより、公式LINEが導入されますので御登録くださいというようなチラシをお配りした。その後、令和6年度には、広報あいずみ等で周知を図り、広報の表紙に公式LINE、メールの登録QRコードを掲載しているとの説明がありました。

令和6年度藍住町一般会計歳入歳出決算報告書に係り、会計管理費について、役員費で予算が3,480万円で支出が1,820万円、不用額が1,660万円となっているがとの質問があり、公金収納関係の1件当たりの手数料について支払い

するものであり、実際の件数のほうが見積りよりも大分少なかったためこの金額になっているとの説明がありました。また、令和8年度の予算をあげるときには、この辺も詳細にチェックをお願いしたいとの意見が出されました。

議第61号「令和7年度藍住町一般会計補正予算について」のうち、デジタル基盤改革支援補助金について、どういったものに使われるのかとの質問があり、令和7年度末までに国の定める標準化水準に適合したシステムの利用が自治体に義務づけられるとともに、国の整備するガバメントクラウドの活用が求められている。本補助金はガバメントクラウド上で稼働する標準準拠システムへの移行にかかる経費について対象となるものとの説明がありました。また、職員の労働環境の改善につながるという認識でいいのかとの質問には、自治体の標準システム、住民記録、税情報等のシステムについての国の定めによる標準化を行うための資金として交付されるものであるとの説明がありました。さらに、以前、一般質問でも職員のDX化を促進していくというふうな方針が示されたと思うが、その内訳はあるのかとの質問があり、今後、県とかのDXに係るアドバイザーなりの派遣を頂きながら検討して進めていくとの説明がありました。

児童虐待防止対策等総合支援事業費の内訳はとの質問があり、現在こども家庭センターの児童福祉の担当の中で資格を持ったものに対する給与の補助金となっており、その補助金の増額分がここで計上されているとの説明がありました。

議第66号「(仮称)藍住町世代間交流施設整備事業の事業請負契約の締結について」に係り、契約金額29億4,250万の内訳はとの質問があり、設計業務分が1億8,700万円、建設事業分が27億50万円、工事監理業務分が5,500万円との説明がありました。建設業務分に関して解体費用はとの質問があり、契約時の解体工事一式は1億368万6,000円。みどり橋撤去、新橋の架橋工事は2億4,852万7,000円となっているとの説明がありました。建物の解体について、勤労女性センターは設計のみで解体費用は入っていないのかとの質問があり、別の補助金を活用できる見込みがあり、より財源的に有利に進めるため解体工事は別工事で発注することとしているとの説明がありました。また、物価高等で事業費も後になれば高騰していくと思うが、大体いつ頃の着工予定で進めていくのかとの質問があり、令和10年4月からとの説明がありました。避難所として洪水災害時に十分機能するため、避難者を受け入れることを想定した諸機能の配置や動線、また、防災対策の整備などどのような計画になっているのかとの質問があり、これ

から設計していくことになるが、洪水での浸水災害への避難者としては2階以上での避難をしていただくことを想定しているとの説明がありました。また、これから設計ということであるが、現時点ではこのような計画がまだされていないということかとの質問があり、現時点での提案内容としては、約260人相当が避難できるよう計画しているとの説明がありました。みどり橋の撤去、新橋の工事について、3億3,000万の工事費用が現在の工事を行っていく上でかなり大きなウエイトを占めており、もっと違うところで使ったらどうかとの意見もあるが、どのように考えているのかとの質問があり、今まで説明させていただいたとおりであり、新しい橋についても、今回の事業の整備に合わせて有効に利用するためのものであるとの説明がありました。また、今回の全体の工事の中で国の補助金が唯一出ていないのがみどり橋であるが、これについてはどのように考えているのかとの質問があり、補助の対象にはならないとの説明があり、さらに、理由はどの質問には、あくまでもインフラ設備であるということによって交付金の目的からはそれるため対象外となるとの説明がありました。プロポーザル方式にした利点はどの質問があり、新施設の設計施工、みどり橋の解体、新橋の架橋、藍翠苑の解体、外構工事等、多岐にわたっている。事業者からのノウハウや創意工夫が盛り込まれた実現性のある提案を採用することによって、より合理的で効果的な事業の目的を達成することができるだろうということによってプロポーザルを採用しているとの説明がありました。決定した業者について、西松建設と教育施設研究所は文化ホールのと看し予算的に増えたと思うが今回はどうなのかとの質問があり、契約金額は現時点の物価に基づく契約金額となっている。今後、情勢によって増額となる可能性はあると思うとの説明がありました。計画によれば3年間ぐらにかかると思うが、地元説明会とかをする予定はないのかとの質問があり、事業スケジュール等が確定してきたら事業者が各近隣の住民への説明にいくようお願いしたいと考えているとのことでした。町からの接触はないのかとの質問があり、事業体の提案にもよると思うが、不足する場合、あるいは必要な場合に応じて対応していきたいと考えているとの説明がありました。世代間交流施設建設費の項目、財源構成の内訳を改めて議会に提出する必要があるのではないのかとの質問があり、財源の内訳については、先の全員協議会で説明させていただいたという認識であるとの説明がありました。事業請負契約の費用について、契約金額29億4,250万円となっており、今回の請負契約の内容を見ると1,000分の15の変動があれば契約額の変更ができるとあることに対する質問に

は、値上がりは物価高であるため、仕方ないところもある。事業者には、創意工夫しながらできるだけ抑えていただきたいとの話をしたとの説明がありました。物価も賃金も毎年上がるかも分からない。1,000分の15では大きく上がるような気がして懸念しているとの質問があり、基金を活用しているため、増加分が一般会計に食い込まないように調整もしたいと考えているとの説明がありました。基金の残りが18億あり、今回10億使って残りが8億となると思うが、この8億円の中で算段するという理解でいいのかとの質問には、できる限り一般会計に食い込まないように考えていきたいとの説明がありました。契約の履行期間について質問があり、設計業務は令和7年10月1日から令和10年3月31日まで。建設業務は令和8年4月1日から令和10年9月29日まで。工事監理業務は令和8年4月1日から令和10年9月29日までとの説明がありました。また、対価について設計業務1億8,700万円、建設業務27億50万円、工事監理業務は5,500万円がいいのかとの質問があり、そのとおりであるとの説明がありました。さらに、請負契約に当たり、契約保証金は幾らになっているのかとの質問があり、2億9,425万円であるとの説明がありました。事業請負契約案の中で、物価指数等とあるが、この物価指数というのは何を指しているのかとの質問があり、一般財団法人建設物価調査会が毎月公表している建設物価建築費指数を用いることとなると思われる。建築費指数について、建物を建築する際の工事価格の変動を明らかにすることを目的に作成されており、物価としての建築費の時点間や地域間での比較、建築費の動向に関する時系列的な観察が可能となっているとの説明がありました。藍住町を考える会が事業の中止を求める要請書と署名を町に提出されたが、要請されたグループの団体とその後、要請について対話をしたのかどうか質問があり、していないとの説明がありました。また、町長がこの要請書の思いをどう受け止めたのかとの質問があり、2期目の公約にもしているが、世代間交流施設はこれからの藍住町の中でなくてはならない施設と考えており、しっかりと進めさせていただきたいとの説明がありました。

審査の結果、付託された6議案のうち、議第66号については少数意見の留保の申出があり、議第54号、議第61号から議第63号、議第65号までは全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、9月8日に開催されました総務文教常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和7年9月24日、総務文教常任委員会委員長、森伸二。

○副議長（鳥海典昭君） 次に、議第66号「（仮称）藍住町世代間交流施設整備事業の事業請負契約の締結について」は、林茂君から会議規則第76条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されています。少数意見の報告を求めます。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） ただいま、少数意見報告を求められましたので、ただいまから、9月8日の総務文教常任委員会において留保した少数意見を報告いたします。

1、議案番号及び件名、議第66号（仮称）藍住町世代間交流施設整備事業の事業請負契約の締結について、2、意見の要旨については次のとおりであります。

藍住町が進める世代間交流施設整備事業に、住民グループ「藍住町を考える会」が8月28日、事業の中止を求める要請書と署名474筆を町に提出をいたしました。要請書では、事業の問題点として、「莫大な費用がかかる。」、「予算の使い方が町民のニーズに合っていない。」、「事業についての周知、説明が不足。」の3点を指摘をしています。そして、今後、資材費や人件費の高騰により、町財政が圧迫されるという恐れがあることを危惧しています。

（仮称）藍住町世代間交流施設は、災害避難場所の一つにも指定される施設です。気候変動危機を打開するため、自治体の役割として、いち早く太陽光発電を設置することを強く求めます。さらには、みどり橋の撤去と新橋工事費に3億3,000万円も必要とします。国から補助金の対象になっていないのは、みどり橋だけです。町民からは、「わざわざ橋がなくても、ぐるりと回ったら近いので、そんなお金がかかるのだったら、もっと違うところで使ったらどうか。」との意見もあります。町は、住民説明会を開くべきです。以上のことを強く要望し、少数意見の留保とします。

○副議長（鳥海典昭君） これより、会議規則第43条の規定により、ただいまの委員長報告及び少数意見報告に対する質疑を行います。御質疑のある方は御発言を願います。

新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2番議員（新居純一君） 林さんにお尋ねします。（仮称）藍住町世代間交流施設、すいません。3つ質問があります。（仮称）藍住町世代間交流施設整備事業の

ような巨額な箱物新設を行うとき、なぜ住民説明会を開く必要があるのでしょうか、お尋ねします。

○副議長（鳥海典昭君） 小休します。

午前 11 時 02 分小休

午前 11 時 04 分再開

○副議長（鳥海典昭君） 小休前に引き続き、議会を再開いたします。

新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●2 番議員（新居純一君） ただいまの発言、取り下げさせていただきます。

○副議長（鳥海典昭君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（鳥海典昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○副議長（鳥海典昭君） ただいま、議題となっております議第 54 号「令和 6 年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、議第 66 号「（仮称）藍住町世代間交流施設整備事業の事業請負契約の締結について」までの 13 議案についてのうち、議第 66 号「（仮称）藍住町世代間交流施設整備事業の事業請負契約の締結について」を除く 12 議案は、各常任委員会において十分審議を尽くされたことと思いますので、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか、お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（鳥海典昭君） 異議なしと認めます。したがって、議第 54 号「令和 6 年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 12、議第 65 号「戸籍総合システム機器更新業務契約の締結について」までの 12 議案については、原案のとおり可決されました。

○副議長（鳥海典昭君） これから、議第 66 号「（仮称）藍住町世代間交流施設整備事業の事業請負契約の締結について」、討論を行います。討論はありませんか。

竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●5 番議員（竹内君彦君） 私は、議第 66 号「（仮称）藍住町世代間交流施設整

備事業の事業請負契約の締結について」、賛成の立場で討論いたします。これまで、委員会や全員協議会で事業の財源やスケジュール、また、事業の必要性については縷々、理事者から説明をされており、事業の実施については何ら問題のないことを確認しているところでもあります。また、この問題としている事業費についても、事業の主な財源は、基金、補助金、起債で構成されており、今後予想される物価高騰に対しても十分に対応でき、町財政が圧迫されない内容となっております。これまでの理事者からの説明を理解されていなかったのでしょうか。不思議でなりません。また、この事業を問題化したいと考えての反対でしょうか。もう少し物事を論理的に判断されることを切に願いたいと思います。それから、桜つつみ公園のパーベキューエリアでも多くの署名が集められましたが、実際に署名した人から完成したのを見て、この施設のどこに問題があったのかと質問を頂きました。署名をする際に受けた説明とは大きく異なっており、不快感を感じたとのことでありました。議員は、正しい情報を町民の皆さんに伝えることが役割であると強く感じます。今回の議案は、これまでの説明で十分に賛成ができる議案でありました。以上で、賛成討論を終わらせていただきます。

○副議長（鳥海典昭君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 私は、（仮称）藍住町世代間交流施設整備事業の請負契約締結の中止を求める。この立場で、討論をいたします。1点目です。世代間交流施設には、太陽光発電設備を含め、再生可能なエネルギー導入を断念したことです。これは、令和7年1月15日から2月13日までの間、パブリックコメントを町は実施をいたしました。そのパブリックコメントでは、「環境配慮に関すること」で、「現在、毎年度どこかの施設に遅まきながら、太陽光発電を後から設置している状況ですね。これからの建築物には、最初から太陽光発電設置すべきです。美しい川辺も、気候変動への正しい緩和策をとらなければ、失われます。必ず、太陽光発電を設置してください。」。この意見に対して町の考え方です。「太陽光発電設備も含め再生可能なエネルギーが有効活用できるような施設や整備の導入を目指して」まいりたい。このような答弁でございました。だが、現在の計画では、パブリックコメントへの約束は破られたわけでございます。2点目です。町民の方から32億円もかけた世代間交流施設がなぜ必要なのか、今なぜ必要なのか、こういう疑問が

出されてます。藍翠苑と女性センターの耐震強度がないことは問題なので、中止をすることには同意しますが、だが新しい施設をつくるのでなく、藍翠苑は取り壊しをして、各地区にある老人憩の家の機能を維持をし、施設を充実することが必要です。地域であれば交通手段も心配なく、参加しやすくなります。公共施設は町民の財産です。女性センターは耐震補強をして使うことを望みます。このことで、町の財政支出も少なく済みます。3点目です。税金の使い道の優先順位が間違っているという意見です。議会の質疑で明らかにされました。中富団地の11階建てでは、耐震性に問題があるのに、現在83名の方が日々暮らしています。この点について、今後適切にということの後回しをしています。明らかに危険なので、後回しにすべきではありません。人命を尊重し、早急に対策を立てるなど喫緊の必要な課題でもあります。なぜ世代間交流施設計画が先なのか理解に苦しみます。4点目です。地域で住民説明会を開いて、町民の意見を聞くことが必要です。藍翠苑と女性センターを利用している方は、定期的な利用者は400名程度です。利用している方からの意見は聞いていますが、利用していない町民の声は聞く機会もありませんでした。これは公平性に欠けていないのかと疑問です。地域で説明会を開いて住民の皆さんの意見も聞いて欲しかったことです。5点目です。町は文化ホール建設当初予算では、38億円が工事完成時は50億6,000万円。建設の起債、借金が21億1,000万円、利息が6,000万円、20年間払いで1年に1億550万円支払っています。世代間交流施設も人手不足や建設資材の高騰で、建設費の高騰も大幅に増加するのでないかと危惧します。今必要なのは、南海トラフ大地震に備えた対策の強化です。木造住宅の改修事業や水道管の耐震化など促進をし、住民の命と暮らしを守ることです。そして、行政は利益を生まない施設への投資は極力しないこと。バーベキュー場やパークゴルフ場もそうでした。きちんと収支計画を立て、せめて赤字運営にならないようにすること。施設の赤字は、町民負担になります。今、町民が求めているのは、学校給食費の無償化、子供の医療費一部負担金の免除、高い介護保険料の引き下げや、太陽光発電導入など、町民の要求に応えるべきです。町行政の役割は、高物価で暮らしが大変な町民の暮らしを支えるために税金を投入すべきです。以上です。

○副議長（鳥海典昭君） 小休します。

午前11時16分小休

〔小休中に林茂君より、発言取消申出書の提出あり〕

午後 1 時 1 3 分再開

○副議長（鳥海典昭君） 小休前に遡り会議を再開します。

ただいま、林茂君から 9 月 2 4 日の会議における発言について、会議規則第 6 4 条の規定によって、誤解を招く恐れがあるため、「工事完成時は」を「緑地広場駐車場整備工事等を含めて」に訂正したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（鳥海典昭君） 異議なしと認めます。したがって、林茂君からの発言訂正の申し出を許可することに決定いたしました。

○副議長（鳥海典昭君） ほかに討論はありませんか。

紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

● 4 番議員（紙永芳夫君） 副議長の許可を頂きましたので、議第 6 6 号「（仮称）藍住町世代間交流施設整備事業の事業請負契約の締結について」原案賛成の立場から討論を行います。

みどり橋の撤去については、理事者は今まで説明したとおりであり、新たな橋についても、今回の事業の整備にあわせて有効に利用するためのものであるとされています。そもそも、施設利用計画における配置計画では、「バラ園北側駐車場、バラ園、正法寺川公園を繋ぐ回遊動線を正法寺川沿いに計画し、これに面して新たな施設を配置する。総合文化ホールと新たな施設を繋ぐ動線上に「新橋」を配置し、中心核ゾーンと新たな施設を視覚的に繋げる。」とされています。また、動線計画では「回遊導線は、子どもや女性をはじめとして、町民が安心して通行できるよう視認性を確保し、またバリアフリーの観点から高齢者や障がいのある人が安全に通行できるよう整備を行う。」ものとされています。この報告書に、町民からわざわざ橋がなくてもぐるりと回ったら近いのにとの意見もあるとされています。費用はかかるということですが、そもそも配置計画や動線計画で考え方が示された中での新たな橋であります。繰り返しとなりますが、動線計画では高齢者や障害のある人が安全に通行できるよう整備を行うとあります。さらに申し上げますと、この報告書

における意見の要旨としては、事業の中止を求める要請書について書かれています。事業の中止を求めるということは、現存の藍翠苑やバラ園の存続が前提なのでしょうか。で、あれば、なおさら高齢者でなく子供や移動弱者にも配慮があつてしかるべきと思います。みどり橋の撤去と新橋の整備は、委員会での理事者の答弁のとおり、有効利用の観点からも当然に合理的な事業であることは明白です。そして、署名について申し上げます。町民の皆様には様々な御意見があるのは当然であります。しかし、バーベキューエリアの結果でも明らかなように、今回また新たな施設や費用に結びつけた議論や要望など、印象操作のごとくバイアスをかけるような一部議員の姿勢はいかかなもののでしょうか。議員として、建設的、合理的なお考えをお持ちいただけたらと思います。高齢者活動拠点施設の整備は高橋町長の公約です。また、（仮称）藍住町世代間交流施設は、藍翠苑と危険性を有する勤労女性センターの建替事業でもあり、関係者の皆様の御意見を踏まえた上での極めて合理的な計画であります。多くの町民の皆様が安心安全で持続的な施設の完成、新たな交流、そして新たなまちづくりに参画することを待ちわびています。速やかに契約を締結し、事業を進めなければなりません。以上、町民の皆様の福祉向上、そして町の活性化に資する、この原案に賛成いたします。議員各位の御賛同をお願い申し上げ、賛成討論を終わります。

○副議長（鳥海典昭君） ほかに討論ありませんか。

新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●2番議員（新居純一君） 私は、議第66号、（仮称）藍住町世代間交流施設整備事業の事業請負契約の締結に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

今年の7月23日付け徳島新聞によると、県立新ホール建設で本町と同じ公募型プロポーザルに参加する事業者がいなかったとありました。その理由は、工事費の上限が決まっていたからです。本町は、2018年にオープンした藍住町総合文化ホールに多大な費用がかかったと聞いております。ところで、本町には94億円もの借金があります。今回の整備事業にはいい条件で起債ができると聞いておりますが、借金には変わりありません。この資材価格や人件費が高騰する中で、今回締結する事業請負契約書案では、きつちりと第79条で賃金又は物価変動に基づく請負代金の変更が認められております。どれだけの追加費用が発生するのかとても心配です。現在、本町では多くの学校など公共施設の老朽化が進行しており、多くの資

金を必要としております。ですから、使えるものは修理して使うべきだと私は思っております。また、今後30年以内に発生する確率が80パーセントと、いつ発生してもおかしくない南海地震に備えなくてはなりません。以上のことから、(仮称)藍住町世代間交流施設整備事業は、一度立ち止まり再考すべきだと考えておりますので、私は、議第66号、(仮称)藍住町世代間交流施設整備事業の請負契約の締結に反対いたします。以上でございます。

○副議長(鳥海典昭君) ほかに討論はありませんか。

森伸二君。

[森伸二君登壇]

●9番議員(森伸二君) 議第66号「(仮称)藍住町世代間交流施設整備事業の事業請負契約の締結について」、私は原案に賛成の立場で討論を行います。

(仮称)藍住町世代間交流施設は、老人福祉センター藍翠苑と勤労女性センターを複合化し、さらに現在、別々の場所にある、ファミリー・サポート・センターや消費生活センター、社会福祉協議会なども集約化する施設です。藍翠苑と勤労女性センターはともに昭和50年代前半に建設され、築後50年近く経過し老朽化が進んでいます。現在もそれぞれ年間延べ1万6,000人以上の大変、多くの皆さんに利用されています。これから先も、高齢者や女性が生きがいを感じて元気に暮らしていただくためには、引き続き活動、活躍の場を確保する必要があります。老朽化が進む藍翠苑と勤労女性センターをこのまま個別に修繕、修復して利用するよりも複合化して建設するほうが、将来的な維持管理経費は当然、削減されます。さらに、ファミリー・サポート・センターや消費生活センター、社会福祉協議会などを集約化することで、町民の皆さんの利便性も大きく向上します。加えて、子育て世代や学生なども利用できるオープンスペースやキッズスペース、学習スペースを設けることで、新しい施設に高齢者や女性だけでなく、若い世代も集まり、まさに世代間の交流が生まれ、希薄になりつつある地域のつながりも強化されます。つまり、(仮称)藍住町世代間交流施設は、子育て支援、福祉、介護、教育の充実、快適な住生活の確保という町民のニーズにまさに合致する施設であります。また、総合文化ホールや中央保育所など周辺の施設の回遊性、連携性、安全面を考慮すれば、機能に支障があるみどり橋の撤去と新橋の設置も当然必要であります。これら(仮称)藍住町世代間交流施設建設の目的、メリットについては、これまで理事者側から議会に対しても何度も説明があり、町民に対しても、町の広報紙やホームページ、Y

o u T u b eなどで広く周知されてきております。藍住町の20年後、30年後を考えれば、絶対に必要な施設であり、近年の物価、人件費高騰、迫りくる南海トラフ巨大地震の危機を考慮すると、逆に1日も早く建設すべきです。単純に一時的に費用がかかるからという理由で反対するのではなく、町民のためを思えばこそ、先を見据えた未来への投資も必要であります。何もしなければ、ただただ衰退を待つだけの町となります。以上の理由から、私は原案に賛成いたします。議員各位の良識ある判断をお願いして、賛成討論を終わります。よろしく申し上げます。

○副議長（鳥海典昭君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○副議長（鳥海典昭君） これで討論を終わります。

○副議長（鳥海典昭君） これから、議第66号「（仮称）藍住町世代間交流施設整備事業の事業請負契約の締結について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議第66号「（仮称）藍住町世代間交流施設整備事業の事業請負契約の締結について」原案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（鳥海典昭君） 起立多数です。

したがって、議第66号「（仮称）藍住町世代間交流施設整備事業の事業請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

○副議長（鳥海典昭君） 日程第14、議第67号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま、副議長から提案理由の説明を求められましたので、議第67号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」説明を申し上げます。氏名、山田昌俊。任命年月日、令和7年10月1日であります。以上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（鳥海典昭君） 議第67号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」は、ただいま、町長から説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。

これに御異議ありませんか。お諮りします。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（鳥海典昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議第67号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」は、原案のとおり同意することに決定しました。

○副議長（鳥海典昭君） 日程第15、議第68号「固定資産評価審査委員会委員選任の同意について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま、副議長から提案理由の説明を求められましたので、議第68号「固定資産評価審査委員会委員選任の同意について」説明を申し上げます。氏名、久次米貞美。選任年月日、令和7年10月12日であります。以上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（鳥海典昭君） 議第68号につきましては、ただいま町長から説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。

これに御異議ありませんか。お諮りします。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（鳥海典昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議第68号「固定資産評価審査委員会委員選任の同意について」は、原案のとおり同意することに決定しました。

○副議長（鳥海典昭君） 日程第16、議第69号「藍住町立小中学校教員用端末購入契約の締結について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま、副議長から提案理由の説明を求められましたので、議第69号「藍住町立小中学校教員用端末購入契約の締結について」説明を申し上げます。令和7年8月28日に執行した指名競争入札において、落札者が決定

いたしましたので、物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。内容を申し上げます。契約の目的、藍住町立小中学校教員用端末購入。契約の方法、指名競争入札による契約。契約の金額、1,425万6,000円。内取引に係る消費税及び地方消費税額129万6,000円。購入台数、240台。契約の相手方、所在地、愛媛県松山市山越3丁目15-15、名称、テルウェル西日本株式会社四国支店、代表者、支店長、山本英幸。納品期限、藍住町議会の議決のあった日の翌日から令和8年3月23日までであります。以上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（鳥海典昭君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（鳥海典昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○副議長（鳥海典昭君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○副議長（鳥海典昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○副議長（鳥海典昭君） これから、議第69号「藍住町立小中学校教員用端末購入契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（鳥海典昭君） 異議なしと認めます。

したがって、議第69号「藍住町立小中学校教員用端末購入契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

○副議長（鳥海典昭君） 日程第17、請願の上程について、本日までに受理をしております請願は、開会日にお配りしました請願文書表のとおりであります。

請願第1号「選択的夫婦別姓制度を導入するための国会審議を求める意見書の提出についての請願」を議題といたします。事務局長に請願文書表を朗読させます。

島川事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （請願文書表を朗読する）

○副議長（鳥海典昭君） 請願第1号の紹介議員であります元木春香君から請願の説明を求めます。

元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） ただいま、請願に対する説明を求められましたので、読み上げまして、説明にかえさせていただきます。

選択的夫婦別姓制度を導入するための国会審議を求める意見書の提出についての請願です。請願項目、選択的夫婦別姓制度を導入するための国会審議を求める意見書を国会及び政府に提出することを求めます。

請願理由、氏名は人が個人として尊重される基礎であり、個人の人格の象徴です。しかし、日本においては、民法750条は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定められているため、夫婦が同じ姓にならないと婚姻することができません。現在、法的に夫婦同姓を強制しているのは日本だけです。そして、婚姻届を提出した夫婦のうち約95パーセントの夫婦において女性が改姓している実態からすれば、夫婦同姓を強制する現在の制度は、事実上、結婚の際に多くの女性に改姓に伴う負担を強いるものです。改姓後に旧姓を通称として使用する「通称使用」でも、全ての場面をカバーできるわけではなく、戸籍上の氏名しか使えない場合もあったり、本人の同一性を確認するための事務手続きが煩雑になったりと、様々な不便があります。改姓によってキャリアが中断されることもあり、通称使用の拡大では根本的解決になりません。改姓に伴うこのような不利益を考え、結婚を諦める人たちがすらいます。

選択的夫婦別姓制度は同姓か別姓かを「選択」できるようにするもので、婚姻の際に夫婦同姓にするか別姓にするかについて、誰もが強制されることのない制度です。最近の世論調査では約7割が選択的夫婦別姓に賛成で、若年層ほど賛成が多くなっており、選択的夫婦別姓制度の導入を待ち望む国民の声は切実です。

ところが、日本政府は、1996年に法制審議会が選択的夫婦別姓制度を導入する「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申したものの実現に至らず、2025年5月には衆議院法務委員会で選択的夫婦別姓の導入に関する法案が約28年ぶりに審議入りしたものの、いまだ導入には至っていません。

最高裁判所は2015年と2021年に夫婦同姓の強制は違憲ではないと判断しつつも、制度の在り方は国会にゆだねるべきとしています。2024年6月には、

日本経済団体連合会が導入を求める提言を公表しました。同制度の導入を求める地方議会の意見書も次々と採択されており、徳島でも、すでに徳島県議会や複数の市町村議会で同様の意見書が採択されています。2024年10月の衆議院選挙を経て、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する政党が国会で多数となり、同制度を導入することは、国会が日本国民に対して果たすべき責任です。

そこで、上記請願項目について、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣、法務大臣など関係大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう、請願します。

以上、議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（鳥海典昭君） お諮りいたします。

請願第1号については、藍住町議会会議規則第92条第2項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（鳥海典昭君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号については、常任委員会への付託を省略することに決定いたしました。

○副議長（鳥海典昭君） これより、請願第1号「選択的夫婦別姓制度を導入するための国会審議を求める意見書の提出についての請願」に対する討論を行います。討論はありませんか。

永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●6番議員（永浜浩幸君） 私は、選択的夫婦別姓制度を導入するよう国に求めるこの請願に賛成いたします。結婚の際に夫婦のいずれか一方の名字を選ぶという仕組みは長く続いてきた日本の良さでもあり、家族を一つにまとめる力として大切にされてきました。しかし一方で、社会の在り方や働き方が多様化する中で、この制度の在り方に、不便や課題を感じている方が増えているのも事実です。そして、何より大切なのは、個人の尊重、人権の尊重であります。名前は、個人の尊厳に深く関わるものであり、結婚によって一方が名前を変えることが当然とされる現状は男女間の負担の偏りにつながっています。選択的夫婦別姓はその偏りをなくし、さらに選択の自由を広げる大切な制度であると考えます。今回の選択的夫婦別姓は強制ではなく、選べる仕組みです。これまでどおり同じ名字を望む夫婦はそのままでよ

く、別姓を選びたい夫婦にはその選択肢を認める。誰かに不利益を与えるものではなく、それぞれの暮らしや考え方を尊重する制度です。また、名字を変えないことで、仕事や地域での信用、長年築いてきた人間関係を保てるという利点もあり、これは個人だけでなく、社会全体にとっても暮らしやすさを広げ、よりよい仕組みにつながる制度になると考えます。私たち地方議会の役割は、町民の暮らしに根差した声を国に届けることです。結婚や家族の形が多様になっている今、その実状にあった制度を整えることは次の世代への安心を引き継ぐことになると確信します。以上の理由から本請願に賛成いたします。

○副議長（鳥海典昭君） ほかに討論はありませんか。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） 「選択的夫婦別姓制度を導入するための国会審議を求める意見書の提出についての請願」に、私は賛成の立場から討論をいたします。請願に賛成する理由は、夫婦同姓を強制している課題を解決できるからです。現在は民法750条によって、結婚する場合は夫と妻どちらかの名字を名乗る、夫婦同姓が義務づけられています。夫婦同姓を強制する制度を採用している国は、世界で日本だけです。これに対し、選択的夫婦別姓制度とは婚姻関係にある夫婦が別々の名字を名乗ることを選択できる制度です。世界では、夫婦別姓が原則である国は中国、韓国、ベルギーなど、夫婦別姓も同姓も選択できる国はアメリカ、イギリス、ドイツなど、また、夫婦別姓が一般的である国はベトナムなど多く存在します。間違えていけないのは、名乗る名字を選択できる制度であって、従来どおり同一の名字にしてもよいということ。どちらを選ぶのかは、当事者が決める。このように考えるわけです。制度導入については、定期的に世論調査が行われており、昨年5月のNHKの世論調査では夫婦が同じ名字にするか、別々にするか、法律を改正して自由に選べるようにする選択的夫婦別姓について賛否を聞いたところ、62パーセントが賛成、反対は27パーセント、60歳代の年代では70パーセントが賛成しています。今年2月の朝日新聞の世論調査では、賛成が63パーセントで、反対の29パーセントを上回りました。全体的に見ると賛成の割合が多いことが分かります。私たちは生きていく上で、進学や就職など様々な選択をします。結婚相手やどんな家庭を築くのかも当事者たちの自由であり、名字が選択できないのは不自然です。選択的夫婦別姓制度の導入に反対する人は、名字がバラバラだと家族としての一体

感が損なわれてしまうといえます。両親が別姓だと子供がどちらの名字を名乗るべきか迷う、親と違うといういじめの原因になるんじゃないかと、このような心配もあるようです。しかし、現在日本以外のほとんどの国では結婚しても名字が変わらない、もしくは同姓別姓選択できますから、反対派の意見によると日本以外の国々は家族が崩壊しているということになりますが、でもそんなことは決してありません。自分の名字を自分で選ぶ権利は、憲法13条、幸福追求の権利に関わります。名字に愛着を持つ人、旧姓で築いたキャリアを大切にしたい人、あまりこだわりのない人、それぞれの幸福と自由をできるだけ尊重すべきだというのが憲法研究者の共通した見解です。そして、根本的な問題は夫婦の名字だけでなく、個人の生き方をどれだけ尊重するかという点です。例えば、同性同士の結婚は法的に認められていませんが、自治体によってはパートナーシップ制度を独自に設けています。この点では、1人1人の生き方を認める社会に近づいていると感じられます。日本においても、現行法では、日本人と外国人の婚姻、離婚、日本人同士の離婚については、婚姻または離婚後の姓を選択できるのです。しかし、日本人同士の婚姻にのみ夫婦同姓が強制されていることは、名字を変えたくない人が婚姻に際し、改姓を強制され不合理な二者択一を迫られるものであり、行政の平等と基本的人権を掲げた憲法に反しています。希望する夫婦が婚姻後にそれぞれの婚姻前の姓を名乗ることを認め、個人の尊厳が尊重されるべきです。政府には、夫、妻、各々が希望するのが生まれ持った姓を戸籍上の姓として名乗れる制度の早期実現を求めたいと日本経済団体連合会が政府に選択的夫婦別姓制度の早期実現を要望しています。昨年10月の30日、国連女性差別撤廃委員会は政府に対し、法律で夫婦同姓を義務づけることは女性差別であり、直ちに改正すべきと民法の差別的規定の廃止について、4項目の勧告をしています。婚姻の自由や、氏名の変更を強制されない自由に関わる人権問題と受けとめ、人権侵害を速やかに是正すべきです。藍住町議会として、国会審議の推進を後押しをし、意見書の提出を求める本請願を採択することに改めて賛成をし、議員の皆さん方に選択的夫婦別姓制度を導入するため、請願に賛同を呼びかけまして、私の討論を終わります。

○副議長（鳥海典昭君） 紙永芳夫君。

〔紙永芳夫君登壇〕

●4番議員（紙永芳夫君） 副議長の許可を頂きましたので、私は選択的夫婦別姓制度を導入するよう国に求めるこの請願に賛成いたします。今の制度では、結婚の

ときにどちらか一方の姓に統一しなければなりません。長年使ってきた名前を変えることに不便や戸惑いを感じる方が多くおられます。特に、女性にその負担が偏っているのが現状です。名字が違っていても、夫婦や家族の絆が弱まることはありません。むしろ、お互いの名前を尊重することで、より安心して暮らせる社会になると思います。ある世論調査では18歳から29歳までは約8割が賛成しており、60代までの世代でも賛成が多数となっています。70歳以上では賛否が分かれる傾向はありますが、一部の報道では70歳以上での賛成が半数を超えるとの結果も出ています。若い世代ほどではありませんが、私たちの世代を含め、多くの支持が広がってきていることが読み取れます。町民の中にもこの制度を望む声が広がってきております。私たち地方議会からも、国にしっかりとその声を届けるべきだと思います。以上の理由から本請願に賛成いたします。議員各位の御賛同をお願い申し上げ、賛成討論を終わります。

○副議長（鳥海典昭君） ほかに討論はありませんか。

元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●3番議員（元木春香君） 私は、選択的夫婦別姓制度を導入するよう国に求めるこの請願に賛成いたします。前回一般質問において、高橋町長にも選択的夫婦別姓制度への御見解を伺いました。その際、町長からは国民の意見が大きく分かれ、社会的合意が得られてない状況が続いており、現状では法改正には至っておらず、国の動向を注視しているとの認識を示されました。しかし、現在行われている自民党総裁選においても、5名全ての候補者が時間をかけた議論を進める必要があると繰り返し、とどまっております。踏み込んだ議論に至っておらず、再び議論が停滞する可能性も高い状況です。実際、この制度をめぐる議論は、1996年の法制審議会の答申以来30年余り続いており、賛成派、反対派の立場や理由は人によって様々であり、制度に対する考え方は非常に幅広く存在しています。制度導入にあたっては、システムの改修や周知などを含めた一定のコストがかかることも事実ではありますが、懸念点として最も多いのは、戸籍制度や親子で姓が異なることへの不安です。しかし、選択的夫婦別姓制度が導入されても戸籍の機能は変わるものではなく、夫婦と子供は1つの戸籍に記載され、家族関係は明確に確認でき、安心安全の基盤が損なわれることはありません。そして、兄弟、姉妹の氏をそろえるなどの家庭内のルールづくりと、戸籍住民票で確認できる周知で実務上の混乱は抑えられ、丁寧に

対応できると考えます。また、近年では、晩年での結婚も増えており、事実婚の場合、条件を満たせば社会保障は受けられるものの、配偶者控除などの税制上の優遇は法律婚が前提のため、基本的に対象外となります。そうした中で結婚に踏み切れない、いわゆる結婚待機の方が全国で約58.7万人にのぼるとも言われております。将来、どちらも名字を変えたくないのに選択肢がないのは違和感があるという声や、自分が嫌なことを相手にさせたくないという思いやりの気持ちから、この制度を望む人も少なくありません。結婚に対して何を重視するかは、世代によっても大きく異なり、分野によっても視点は様々であります。そして、これまで以上に多様になっていく個人の価値観や権利を尊重し、誰にとっても結婚が平等であり続けるために、結婚の姓をどうするか選べる仕組みが求められており、選択的夫婦別姓制度の導入が不可欠であると考えます。以上の理由から私は本請願に賛成いたします。

○副議長（鳥海典昭君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○副議長（鳥海典昭君） これで討論を終わります。

○副議長（鳥海典昭君） これから、請願第1号「選択的夫婦別姓制度を導入するための国会審議を求める意見書の提出についての請願」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。請願第1号「選択的夫婦別姓制度を導入するための国会審議を求める意見書の提出についての請願」を採択することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（鳥海典昭君） 起立多数です。

したがって、請願第1号「選択的夫婦別姓制度を導入するための国会審議を求める意見書の提出についての請願」は、採択することに決定しました。

議事の都合により小休します。

午後1時58分小休

〔小休中に請願採択に伴う意見書について協議〕

〔小休中に議会運営委員会において、議事について協議〕

〔小休中に議案及び議事日程（第4号の追加1）を配布する〕

午後 2 時 4 6 分再開

○副議長（鳥海典昭君） 小休前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。小休中に元木春香君から請願第 1 号の採択による意見書の議案が提出されました。この議案は、所定の賛成者がありますので、成立いたしました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（鳥海典昭君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 6 号「選択的夫婦別姓制度を導入するための国会審議を求める意見書」についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1、発議第 6 号「選択的夫婦別姓制度を導入するための国会審議を求める意見書」を上程し、議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

島川事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （議案を朗読する）

○副議長（鳥海典昭君） 提出者であります元木春香君より発議第 6 号について提案理由の説明を求めます。

元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

● 3 番議員（元木春香君） 副議長の許可を頂きましたので、提案理由の説明をさせていただきます。選択的夫婦別姓制度を導入するための国会審議を求める意見書。

日本では、婚姻における夫婦別姓が認められないために、望まない改姓、事実婚、通称使用などによる不利益や不都合を強いられている人が多く存在している。夫婦同姓を法律で定めているのは日本だけである。婚姻の際、約 95 パーセントが夫の姓になっており、女性に多大な負担となっている。

通称使用では、「旧姓併記」、「旧姓使用」での法的根拠がないために、本人であることを疑われたり、さまざまな事務手続きの煩雑さがある。働く女性にとっては改姓によって「キャリアが中断される」との声も切実で、通称使用の拡大では根本的解決にならない。

法務大臣の諮問機関である法制審議会は 1996 年、選択的夫婦別姓導入などを

含む民法改正要綱を答申した。最高裁判所は2015年と2021年に夫婦同姓の強制は違憲ではないと判断しつつも、複数の反対意見が付され、制度の在り方は国民の判断、国会に委ねるべきとしている。

選択的夫婦別姓制度は、同姓か別姓かを「選択」できるようにするもので、誰もが強制されることのない仕組みである。

最近の世論調査では約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成し、若年層ほど賛成が多い。2024年6月には、日本経済団体連合会が導入を求める提言を発表した。同制度の導入を求める地方議会の意見書も次々採択されている。

2024年10月の衆議院選挙を経て、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する政党が国会で多数となり、同制度を直ちに導入することは、国会が日本国民に対して果たすべき責任である。

よって、国会及び政府においては、選択的夫婦別姓制度を直ちに導入するための検討をおこなうよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。2025年9月24日、藍住町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣。

○副議長（鳥海典昭君） お諮りいたします。発議第6号については、先ほどの請願の採択による意見書でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり可決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（鳥海典昭君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号「選択的夫婦別姓制度を導入するための国会審議を求める意見書」については、原案のとおり可決決定いたしました。

なお、意見書について速やかに関係機関に送付いたします。

○副議長（鳥海典昭君） 次に、日程第18、諮問第1号「人権擁護委員候補の推薦について」を議題とします。

お諮りします。本件はお手元にお配りいたしました意見のとおり、佐野洋子氏、中野稔氏、友兼仁氏については適任であるとの答申をしたいと思っております。これに御意義ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（鳥海典昭君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、お手元にお配りしました意見のとおり答申することに決定しました。

○副議長（鳥海典昭君） 最後に、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（鳥海典昭君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○副議長（鳥海典昭君） ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いします。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 9月定例会閉会にあたりまして御挨拶を申し上げます。さて、今定例会は3日に開会し、本日までの22日間にわたり御審議いただき、この間、一般質問等におきまして、議員各位から防災対策を初め、教育、環境、福祉、環境問題など、幅広い分野において貴重な御意見、御提言を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。今後とも本町の将来像を展望し、長期的な視点に立ち、持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。9月の下旬となりますと、朝夕は随分と過ごしやすくなってまいりましたが、季節の変わり目は体調を崩しやすい時期でもあります。どうか御自愛を頂きますとともに、皆様の御健勝をお祈りいたしまして、閉会の御挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○副議長（鳥海典昭君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

議員、理事者各位におかれましては、御協力、誠にありがとうございました。
これをもちまして、令和7年第3回藍住町議会定例会を閉会します。

午後2時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

藍住町議会議長 米本 義博

藍住町議会副議長 鳥海 典昭

会議録署名議員 森 伸二

会議録署名議員 小川 幸英